

平成 26 年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

	ページ
政策 1 適正な行政管理の実施	1
政策 2 行政評価等による行政制度・運営の改善	4
政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	10
政策 4 地域振興（地域力創造）	13
政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化	17
政策 6 分権型社会を担う地方税制度の構築	19
政策 7 選挙制度等の適切な運用	21
政策 8 電子政府・電子自治体の推進	24
政策 9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	30
政策 10 情報通信技術高度利活用の推進	35
政策 11 放送分野における利用環境の整備	45
政策 12 情報通信技術利用環境の整備	47
政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施	52
政策 14 I C T 分野における国際戦略の推進	58
政策 15 郵政民営化の確実な推進	61
政策 16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	64
政策 17 恩給行政の推進	66
政策 18 公的統計の体系的な整備・提供	67
政策 19 消防防災体制の充実強化	72

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26－①)

政策 ^(※1) 名	政策 1：適正な行政管理の実施					担当部局課室名	行政管理局（企画調整課、管理官室）	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 横田 信孝 行政管理局管理官 官原 希 行政管理局管理官 植山 克郎
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を進めることにより、行政運営の改善・効率化を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)		
							26年度	27年度	
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1	各行政機関が所管する情報システム数	1,450	24年度	871 (うち政府共通プラットフォームへ移行するものが252)	30年度	1,227	1,128	・「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府 CIO の指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数（24年度：約1,500）を半数近くまで削減することとされている。 ・これらの取組は、行政運営の効率化に資することから、指標として設定。 ※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施
							—	—	
	2	業務改革の推進状況	各府省における業務改革の推進方策の検討	25年度	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上	27年度	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。	対象となる業務を平成26年度から拡大させた上で、一層の業務改革の推進を図る。	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）において、情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずることとされている。また、「世界最先端IT国家創造宣言」において、IT投資に当たっては、業務改革を徹底し、また、番号制度を導入する行政分野等について、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し計画を策定し、着実に取り組むこととされている。これらのことから、指標及び目標に設定。
							—	—	
	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率	41.2%	24年度	70%以上	33年度	平成25年度値以上	平成26年度値以上	「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日CIO連絡会議決定）に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。
							—	—	

独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	4	独立行政法人制度の改革	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討	25年度	新しい独立行政法人制度の円滑な運営	27年度	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、必要な見直し等を行う。	平成27年4月1日施行に向けて、新しい独立行政法人制度への移行準備を行うこととなるが、今回の改革を実現するに当たり、各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができる環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。
							—	—	
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合	41.2%	21年度	平成21年度値以上	27年度	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知に努める。	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知に努める。	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標値を設定）。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。
							—	—	
	6	行政不服審査制度の見直し	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始	24年度	新しい行政不服審査制度の適切な施行	28年度	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備	新しい行政不服審査制度の周知、研修等	国民に広く申立ての道を開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みであり、制定50年を経て時代に即した見直しを進める必要があることから、指標及び目標として設定。
							—	—	
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合	23.9% 〔国:32.0% 地方:15.7%〕	21年度	平成21年度値以上	27年度	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標値を設定）。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。
							—	—	
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）	行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.2%	24年度	平成24年度値以上（100%を目指す）	27年度	平成24年度値以上	平成24年度値以上（100%を目指す）	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内。延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。
							—	—	
	9	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）	行政機関：475件 独立行政法人等：622件	24年度	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	27年度	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	行政機関等における個人情報の漏えい等事案の件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。 （参考）22年度実績：行政機関：282件、独立行政法人等：717件 23年度実績：行政機関：401件、独立行政法人等：664件
							—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	行政管理実施事業 (昭和21年度)	292百万円 (224百万円)	270百万円	217百万円	1～9	○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。 ○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)に関する施行状況調査の実施、制度の適正な運用についての各行政機関等に対する普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施 ○業務・システム最適化計画及び新たなオンライン利用に関する計画に基づく取組を推進し、行政運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。(平成26年12月1日追記) 【活動指標(アウトプット)】 電子政府推進員による広報・普及啓発活動(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 ①国の行政機関における標準処理期間を定めているものの割合(平成28年度までに目標の達成状況について調査実施予定):平成21年度値(41.2%)以上(27年度) ②国の行政機関及び地方公共団体における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合(平成28年度までに目標の達成状況について調査実施予定):平成21年度値(23.8%)以上(27年度) ③行政不服審査制度の見直し (行政不服審査制度について全面的に見直しを行うものであり、法令等の整備や国民への周知等を総合的に進めることが最も重要であるため、「新しい行政不服審査制度の適切な実施」を目標としている。):新しい行政不服審査制度の適切な実施(28年度) ④国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(平成24年度値以上(100%を目指す)):100%(27年度) ⑤国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(平成24年度値より減少(10%減を目指す)):行政機関427、独法等559 (27年度) ⑥申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%以上(33年度)(平成26年12月1日追記)	0001	
政策の予算額・執行額		311百万円 (237百万円)	285百万円	217百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3)政府におけるITガバナンスの強化
						第186回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26－②)

政策 ^(※1) 名	政策2：行政評価等による行政制度・運営の改善						担当部局課室名	行政評価局総務課他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。								分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期		平成29年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)			
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度		
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1	行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成25年度は、前年度から調査実施中のテーマのほか、新規に9本のテーマに着手した。	25年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。	26年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。			それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に催告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、着手から催告までの期間は、原則として12か月としている。
							—			
			【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、25年度末までに催告を行った。残る3本についても、26年6月までに催告を行った。	25年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に催告等を行う。 また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に催告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	26年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に催告等を行う。 また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に催告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。			
	—									
	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を行った。	25年度	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	28年度	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	行政評価局調査のうち、地域計画調査は、管区行政評価局、行政評価事務所等が地域における行政上の問題について具体的改善を図るために企画・実施するもので、原則として年度内に改善意見の通知等を行うもの。他方、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、地域における行政上の問題及び実施体制に応じ着実に実施するもの。		
					—	—	—			
	2	行政評価局調査に係る催告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく催告等に対する改善措置率(平成25年度に2回目のフォローアップを実施したテーマ4本分)88.7%	25年度	91.5%以上	28年度	91.5%以上	91.5%以上	91.5%以上	・催告に基づいて各府省が実施した措置についてフォローアップを行うことは、行政評価局調査の実施による政策の見直し、行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 ・指標については、催告後、2回目にフォローアップを実施した時点での改善措置率を測定することとした。催告した事項については、基本的にその全てについて改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善に長期を要する事項等もあることから、2回目のフォローアップ時点では、過去3か年の実績(23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%)の平均値を上回ることを目標として設定した。
							—	—	—	

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	目標管理型の政策評価の質の向上	行政事業レビューとの連携強化の取組の実施状況（取組初年度）は以下のとおり。 ・全府省の事前分析表において行政事業レビューと共通化した事業名と事業番号が記載されたが、共通化の完了が年度末になった府省があった ・府省ごとの取組に差があるものの、全体としてみれば、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組が実施された 26年度から新たに標準化・重点化に取り組むことを申合せ。	25年度	全府省における行政事業レビューとの連携強化及び政策評価の標準化・重点化について、各取組の趣旨を踏まえた政策評価の質の向上が図られる。	28年度	フォローアップや点検を通じて、全府省において、以下の取組が実施されていることが確認される。 ・「政策評価の事前分析表」に「行政事業レビューシート」と共通の事業名と事業番号を適時に記載 ・施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組の拡充、定着 ・測定指標の結果に基づく5区分を評価書に記載 ・設定された目標の妥当性等に踏み込んだ評価の実施	27年度当初に作成する事前分析表において目標を設定予定。	28年度当初に作成する事前分析表において目標を設定予定。	・政策評価を、実効性あるPDCAサイクルの確立に一層貢献できるものとする。効果的・効率的な行政の推進、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものである。このため、 ① 施策と事務事業の関係を明らかにし、情報の共有や相互活用を進める等、行政事業レビューとの連携強化 ② 政策評価の結果を府省横断的に活用し、国民の目から見て分かりやすくすること ③ 評価対象を重点化し、評価内容を深掘りの上踏み込んだ評価としていくこと に取り組んでおり、これらの取組状況を測定指標として設定。 ・目標については、①は25年度から、②、③は、26年度から全府省的に実施していくものであり、当初は形式的な点を把握し、次第に内容に踏み込んで把握する予定。
	4	点検等を通じた3分野（租税特別措置等、規制及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している3分野に係る政策評価について、点検の結果により確認される以下のもの ①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：27% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：55% ※ いずれも、平成26年度から実施する公共事業に係る政策評価の点検の重点化を踏まえ、平成25年度に重点化を行った前提で試算を行っている。	25年度	①45% ②75%	28年度	①35% ②65%	①40% ②70%	①45% ②75%	・政策評価の点検等を通じて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されること及び点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めることにより、評価書の質が向上（情報の充実）し、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものと考えられる。 ・このため、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定する。目標値については、公共事業の点検方針を26年度から変更（過去に指摘をすることのあった事業区分に重点を置き、点検を行う）することの踏まえ、25年度に重点化を実施していた場合の数値を基準値として算定し、毎年度、過去の改善率と同程度の改善が進むものと仮定し、目標値を設定。 ・また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。目標値については、①と同様、25年度に重点化を実施していた場合の数値を基準値として算定し、過去の改善率を踏まえ、全体として今後も改善が進むものとして試算。 ・なお、当該指標は、現時点で可能な限り定量化した指標として設定したものであり、今後、評価書に求められる水準が向上した場合など、その時々で求められる水準を踏まえ、目標を変更することが有りうる。 （参考）過去の実績 23年度：①21% ②33% 24年度：①35% ②45%
	5	評価書におけるデータ等の記載率	各府省が作成した評価書について、評価の過程で利用したデータ又はその所在情報の記載率：82%	25年度	91%以上	28年度	85%以上	88%以上	91%以上	・国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定。 ・平成22年度から平成25年度までの実績（毎年度約2%上昇）を踏まえ、平成26年度以降はこれまでに以上に記載率を上昇させるために目標値を設定。
							—	—	—	
							—	—	—	
							—	—	—	

	6	政策評価情報の分かりやすい提供（政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上）	目標管理型の政策評価について、関連する行政事業レビューの情報を分かりやすく参照できるよう、施策レベルで対応した形で閲覧可能とした。	25年度	政策評価に関する情報をインターネット上1か所で全て把握できるよう整理。	26年度	目標管理型の政策評価以外の評価書等の情報について、一覧して閲覧できるようにする。			・国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価ポータルサイトでは、各府省の「政策体系」、主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」その他の政策評価に関する情報をインターネット上1か所で全て把握できるよう整理し、政府全体の政策評価に関する情報を国民に対して分かりやすく提供している。同サイトは平成24年11月に設置され、25年度には目標管理型の政策評価に関連する行政事業レビュー情報を施策レベルで閲覧できるよう機能を拡充したところであり、26年度においては25年度までに対応した情報以外の評価書等その他の情報についても同様に分かりやすく閲覧できるよう内容を充実させることとし、目標として設定。 ・また、最新の情報を迅速に提供することが国民への説明責任の観点から重要であることから、各府省における政策評価に関する情報の公表から政策評価ポータルサイトの関連する情報の更新までの期間（1週間以内）を目標として設定。 ・加えて、上記の対応により利便性を向上させ、さらに結果としてアクセス数を増加させていくことで、政策評価に関する情報の活用を進めていくため、目標として設定。
			各府省において公表された政策評価に関連する情報93件※のうち、88件（94.6%）について1週間以内にリンクを達成。	25年度	年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新。	28年度	100%	100%	100%	
			平成25年度のアクセス件数（トップページ）22,158件	25年度	平成26年度から28年度にかけてのアクセス件数を3年間で2倍以上とする。	28年度	29,544件以上	36,930件以上	44,316件以上	
							—	—	—	
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	7	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	47件（速報値）	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	・「事前分析表」「目標管理型の政策評価書」「政策評価調査」「行政事業レビューシート（中間公表及び最終公表の2回）」 ・各府省におけるこれらの情報の新規追加に係る公表のタイミングは年5回であり、これを基準（値）の算出に係る母数とした（各府省において該当する情報の公表がない場合は母数から除いている）。
							—	—	—	
	8	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）における行政相談の総処理件数	168,047件（速報値）	25年度	17万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上	17万件以上	
							—	—	—	
	9	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	1,316件（速報値）	25年度	1,350件以上	28年度	1,350件以上	1,350件以上	1,350件以上	
							—	—	—	
	10	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	270件（速報値）	25年度	270件以上	28年度	270件以上	270件以上	270件以上	
							—	—	—	

年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること		11	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））	転送からあっせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期25年9月末）	25年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	—				申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。
			（測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）									
達成手段 （開始年度）			予算額（執行額）（※2）			関連する指標 （※3）	達成手段の概要等（※4）				平成26年行政事業レビュー事業番号		
			24年度	25年度	26年度								
(1)	行政評価等実施事業（総務本省） （昭和29年度）		148百万円 （94百万円）	219百万円	145百万円	1～11	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。				0002		
(2)	行政評価等実施事業（管区行政評価局） （昭和29年度）		541百万円 （481百万円）	644百万円	757百万円	1～11	【活動指標（アウトプット）】 行政評価局調査の新規着手テーマ数：10件 【成果指標（アウトカム）】 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況：91.5%以上				0003		
政策の予算額・執行額			690百万円 （575百万円）	863百万円	901百万円	政策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）				
							経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCAの実行				
							平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革				

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

<24年度から継続実施>

※ 以下10本の調査について、勧告実施済み。

- ・ 医療安全対策に関する行政評価・監視（H24.8～）：平成25年8月30日勧告
- ・ 農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視（H24.8～）：平成25年9月27日勧告
- ・ 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－（H24.4～）：平成25年11月1日勧告
- ・ 科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視（H24.12～）：平成25年11月12日勧告
- ・ 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視（H24.12～）：平成25年12月13日勧告
- ・ 契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－（H24.12～）：平成26年1月28日勧告
- ・ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視（H25.3～）：平成26年3月25日勧告
- ・ 消費者取引に関する政策評価（H24.12～）：平成26年4月18日勧告
- ・ 設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視（H25.3～）：平成26年6月24日勧告
- ・ 震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急対策を中心として－（H24.12～）：平成26年6月27日勧告

<25年度から継続実施>

○生活保護に関する実態調査（H25.8～）

本実態調査は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護に係る事務・事業の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視（H25.8～）

本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」（H21.3.3勧告）の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視（H25.8～）

本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○規制の簡素合理化に関する調査（H25.8～）

本調査は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民（関係団体等を含む。）からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）（H25.12（予定）～）

本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成27年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○医師等の確保対策に関する行政評価・監視（H25.12～）

本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視（H25.12～）

本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○PFIの推進に関する行政評価・監視（H25.9～）

本行政評価・監視は、PFIの抜本的な改革に向け国が策定したアクションプランに基づく国の取組状況、国、地方公共団体等におけるPFI事業の実施状況、国等における支援の実施状況などを調査し、PFI事業の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種取組の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視（H25.12～）

本行政評価・監視は、平成25年度地球温暖化関係予算のうち「2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」とされたエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する国庫補助事業について、効果の発現状況や検証状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

＜26年度新規着手＞

○国の債権管理等に関する行政評価・監視（H26.5～）

本行政評価・監視は、国の債権の発生・消滅状況、債権管理実務マニュアル等の整備状況、同マニュアル等に基づく債権管理事務の実施状況、効果的回収方策等の検討状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、債権の適切な管理回収等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年1月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査（H26.8（予定）～）

本実態調査は、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査し、グローバル人材の育成に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視（H26.8（予定）～）

本行政評価・監視は、公共職業訓練、求職者支援訓練及び助成金を活用した雇用型訓練の実施状況やジョブ・カードの活用状況等を調査し、職業能力開発の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視（H26.8（予定）～）

本行政評価・監視は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－（H26.8（予定）～）

本行政評価・監視は、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査し、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果をとりまとめ、勧告等を行う。

○世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査（H26.12（予定）～）

本実態調査は、世界文化遺産の保存管理計画の策定状況、世界文化遺産の保存・管理の状況等を調査し、世界文化遺産の持続的な保管・管理に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～）

本行政評価・監視は、固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況及び地方公共団体の取組状況等を調査し、再生可能エネルギーの利用促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査（H26.12（予定）～）

本実態調査は、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査し、地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～）

本行政評価・監視は、自動車運送事業者における事故等の発生状況、自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施状況等を調査し、自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の推進など、安全管理の実効性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～）

本行政評価・監視は、廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況、循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況、廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況及びストックマネジメントの導入状況等を調査し、廃棄物処理施設整備の効果的かつ効率的な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等					担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 吉永 浩
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
					26年度	27年度			
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1	地方自治制度の見直し	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出した。	25年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への情報提供など普及に努める。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要な見直しを検討する。	27年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への情報提供など普及に努める。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要な見直しを検討する。	—	個性を活かし自立した地方をつくるため、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制のあり方や、住民に信頼される行政のあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討が必要と考え、指標として設定。
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	27年度	取組状況を把握し必要な情報を提供		
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3	地方公共団体における行政改革の取組状況	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	27年度	取組状況を把握し、必要な情報を提供		各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考（平成25年度実績）】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査（平成26年3月25日公表） ・地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査（平成26年3月25日公表）
							—	—	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会等で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標（値）については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	5	ラスパイレス指数の状況 ※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供	25年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供	27年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供	【参考（平成23～25年度実績）】 ○地方公務員数の推移（各年度4月1日現在） 地方公共団体の総職員数 （平成25年度）275万2,484人（対前年比▲1万6,429人） （平成24年度）276万8,913人（対前年比▲2万0,076人） （平成23年度）278万8,989人（対前年比▲2万4,886人） ○ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在） 地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数 （平成25年度）106.9（参考値（注1）98.8） （平成24年度）107.0（参考値（注1）98.9） （平成23年度）98.9 ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例（各年度4月1日現在） ・給与の「わたり」（注2）の制度がある団体が減少 （平成25年度）69団体（全団体の3.9%） （平成24年度）85団体（全団体の4.8%） （平成23年度）104団体（全団体の5.8%） ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 （平成25年度）454団体（全団体の25.4%） （平成24年度）635団体（全団体の35.5%） （平成23年度）696団体（全団体の38.8%） ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施
	6	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	25年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	27年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	8	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率98.7% （1,765／1,789団体） 平成25年4月30日現在	25年度	実施率100%	27年度	実施率100%	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	25年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	27年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】 （平成25年度実績）387団体（平成25年4月1日現在） （平成24年度実績）318団体（平成24年4月1日現在） （平成23年度実績）275団体（平成23年4月1日現在）
	10	人事評価制度の実施状況	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供	27年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供	従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの（施行は公布後2年以内で政令の定める日）。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。 【参考】国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体数 都道府県 37／47団体（実施率：78.7%） 指定都市 19／20団体（実施率：95.0%） 市区町村 563／1,722団体（実施率：32.7%） 合 計 619／1,789団体（実施率：34.6%）

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	135百万円 (67百万円)	111百万円	98百万円	1～10	①地方制度・地方行政体制の整備等の推進、②市町村振興等について調査・研究、③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供、④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等、⑤地方公務員の人事管理等の調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度の見直し等 【成果指標(アウトカム)】 地方自治法等の改正等 (平成26年12月1日追記)	0004	
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	211百万円 (208百万円)	246百万円	211百万円	—	地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄を考案した都道府県に対し、事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数:6団体 【成果指標(アウトカム)】 各都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興	0005	
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	4,319百万円 (3,920百万円)	3,539百万円	2,797百万円	2	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円～3億円を合算した額を補助。	0006	
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	—	18百万円	15百万円	1	地方議会に関連する資料の収集・分析を行うとともに、地方議会が抱える課題等を検討する学識経験者からなる研究会を開催する。また、地方議会の一層の活性化に向け、地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数及び研究会の開催回数:9回 (平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 地方議会のより一層の活性化	0008	
(5)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	—	—	129百万円	1	新たな広域連携のモデルとなる取組を行う地方公共団体に対して、地方中枢拠点都市を中心とした圏域等における連携体制や事業の構築等について委託調査事業を実施し、当該事業を踏まえ、先行的なモデルを構築する。 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:11件(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数:11件 (平成26年12月1日追記)	新26-0001	
政策の予算額・執行額		7,363百万円 (6,666百万円)	4,041百万円	2,679百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日	八 地方が持つ大いなる可能性を開花させる(元氣な地方を創る) 「第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」 「行政サービスの質と量を確保するため、人口二十万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度を創ります。中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)			担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 猿渡 知之
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトを推進し、地域の元気を創造する。また、過疎地域を含む条件不利地域において、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保し、集落単位の活性化を図る。					政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度			
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	1	地域経済循環創造事業交付金の経済効果	投資効果：2.1倍 地元雇用創出効果：3.6倍	24年度	平成24年度以上	26年度	地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したもの。「(補助額＋融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用件費の割合を示したもの。「地元雇用件費(融資期間分)/補助額」で算出。
	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進状況	予備調査の実施：31団体	25年度	マスタープランの策定：10団体程度	26年度	分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラ・プロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。 予備調査(31団体、10パターン)の結果を踏まえ、全国10団体程度でマスタープランを策定。今後の流れは、マスタープランの策定⇒マスタープランの実行⇒エネルギー関連企業等の立ち上げを想定している。

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元氣をつくること	3	過疎市町村の人口に対する転入者数の割合 ＜アウトカム指標＞	2.6%	20～22年度の平均	2.6%以上	27年度	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進され则认为られることから、指標として設定。 なお、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年度としている（現行の最終年度は平成32年度）。
	4	総人口に対する地方圏の人口割合 ＜アウトカム指標＞	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定（地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。）。
	5	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	57,078人	25年度	58,500人	26年度	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 ※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校の児童を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農林漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施。 ※集落支援員の活動例：集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検（「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検）を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。
	6	地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数	1,719人	25年度	2,000人	26年度	【参考】 （平成24年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,311人 （平成23年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 60,997人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,010人 ※平成25年6月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者366名のうち、約6割（218人）が定住もしくは地域協力活動に従事している（平成25年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果）。
	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件	23～25年度の平均	850件以上	26年度	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進され则认为られることから、指標として設定。
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	8	JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数4,372人 （平成25年7月1日現在）	25年度	JETプログラム招致人数の前年並み確保	26年度	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進され则认为られることから、指標として設定。 ※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下、地方公共団体を実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている。
	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合81% （平成25年4月1日現在）	25年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%	26年度	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	133百万円 (116百万円)	197百万円	113百万円	5～9	有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取組を全国に紹介し、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進等により、今後の地域力創造の展開を図る。 【活動指標(アウトプット)】 ①地域おこし協力隊員、集落支援員数 ②JETプログラム招致人数 【成果指標(アウトカム)】 「地域力」を高めていくこと	0011
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	—	2,263百万円	4,809百万円	1	地域の資源と地域の資金(地域金融機関の融資)を結びつけて、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルの構築を行う都道府県・市町村を支援するため、地域経済循環創造事業交付金による初期投資の支援等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数 【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.2倍	0012
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	485百万円 (463百万円)	2,085百万円	2,305百万円	3	過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎市町村の実施する先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援する等)、調査委託事業(今後の過疎対策のあり方、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業) 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進交付金の交付件数 【成果指標(アウトカム)】(平成26年12月1日追記) 過疎市町村の人口に対する転入者数の割合:2.6%(27年度)	0013
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	124百万円 (112百万円)	158百万円	17百万円	4	定住自立圏の取組事例等について調査・分析を行うとともに、シンポジウムの開催など地方公共団体に対する情報提供の実施などによって、圏域全体に必要な生活機能の確保を図る定住自立圏構想を推進する。 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数:85圏域 【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:22年度並(49%)(27年度)	0014
(5)	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24年度)	—	231百万円	18百万円	—	地域と大学等の連携主体による地域力創造人材の育成と自立的な地域づくりを推進するためのプログラムの構築及び具体的事例による実証を行う。また、地域に所在する施設等を拠点として、首都圏や京阪神等の大学生が地域に滞在し、地域住民とも交流を図りながら地域づくり活動を行おうとする地域の新たな取組を支援する。 【活動指標(アウトプット)】(平成26年12月1日追記) 実証事業数:10箇所 【成果指標(アウトカム)】(平成26年12月1日追記) 全国への普及・展開を進めるために至った実証事業数:10箇所	0015
(6)	「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)	—	8百万円	648百万円	2	分散型エネルギーインフラの事業化に向けて、地域内需要量調査や地域内可能供給能力調査などを含む、地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)を作成する自治体の支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 マスタープランの作成:10団体 【成果指標(アウトカム)】 分散型エネルギーインフラの整備:100箇所(35年度)	0019
(7)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)	—	—	60百万円	5	子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 実証事業数:18箇所(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:58,500人(平成26年12月1日追記)	0020

(8)	公共クラウド構築事業(平成25年度)	—	—	210百万円	—	地方公共団体の保有する公共データについても、オープン化を進めることにより地域経済の発展を図るため、地方公共団体のオープンデータの取組及びオープン化されるデータの活用を促進するため、データレイアウトの整理やシステム等の整備を行うもの。	0050						
(9)	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(平成26年度)	—	—	18百万円	—	地域運営組織の多様性を踏まえつつ持続的運営を可能にするための仕組みなどの課題について、地域運営組織の健全かつ持続的な経営を確保する観点から、先進団体の取組をモデル事業として調査・研究を行う。 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年12月1日追記)	新26-0002						
(10)	公民連携によるまちなか再生の研究に要する経費(平成26年度)	—	—	21百万円	—	小さなまちの「まちなか」で、公民が連携して、商機能を中心とした住民の暮らしを支える生活機能の維持を行い、地域の人々が集まる「まちなか」の再生を行うことにより、地域を活性化する方策について、モデル事例や先進事例を調査研究することを通じて検証を行う。 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査等を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年12月1日追記)	新26-0003						
(11)	地域における生活支援サービス提供の実証事業に要する経費(平成26年度)	—	—	15百万円	—	小規模なコミュニティ組織(以下「地域運営組織」という)が展開する生活支援サービスについて分析を行うとともに、地域の課題に先進的に取り組む団体を選定・調査し、研究会で報告・分析を行い、今後の普及啓発のための報告書を取りまとめる。 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年12月1日追記)	新26-0004						
(12)	地域の担い手創造事業(平成26年度)	—	—	13百万円	6	地域の担い手育成の先進地において地域の担い手育成のノウハウを、地域外の受講生を対象とした合宿形式の研修により継続的に全国に伝える取組について、先進的な取組等をモデル事業として採択し、その取組を実施していく上での課題・解決方策の抽出、検証等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 全国で3カ所程事業実施を予定。 【成果指標(アウトカム)】 地域の担い手育成の先進地域が全国から受講生を募り、研修を実施し、地域の担い手育成のノウハウを全国に広げていく体制を構築するためのモデル実証を行う。	新26-0005						
(13)	機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)	—	—	100百万円	—	市町村域を越えた圏域において、地元企業等産学金官民の幅広い関係者が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援する委託調査事業を実施し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。 【活動指標(アウトプット)】 委託調査事業を実施した圏域数:5圏域 【成果指標(アウトカム)】 委託調査事業として実施した取組を継続している圏域の割合:100%(27年度)	新26-0006						
政策の予算額・執行額		1,371百万円 (1,254万円)	5,049百万円	2,973百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table><tr><td>施政方針演説等の名称</td><td>年月日</td><td>関係部分(抜粋)</td></tr><tr><td>「経済財政運営と改革の基本方針」 (閣議決定)</td><td>平成25年6月14日</td><td>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。</td></tr></table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	「経済財政運営と改革の基本方針」 (閣議決定)	平成25年6月14日	第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
「経済財政運営と改革の基本方針」 (閣議決定)	平成25年6月14日	第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑤)

政策 ^(※1) 名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他 4 課	作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。						政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				基準年度		目標年度		
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1	一般財源総額 一般財源比率	平成26年度一般財源総額 (通常収支分) 60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支分) 65.7%	25年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、 地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	26年度	地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。	
	2	地方債依存度	平成26年度地方債依存度 (通常収支分) 12.7%	25年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	26年度	【参考(平成24年度実績)】 平成25年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支分) 65.4%	
	3	借入金残高	平成26年度末見込み 200兆円	25年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	26年度	平成25年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6%	
	4	地方財政対策の状況	平成26年度財源不足額(通常収支分) 10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 ※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。	25年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	26年度	借入金残高 平成25年度末見込み 201兆円 平成25年度財源不足額(通常収支分) 13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円	
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円	25年度	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。	26年度	震災復興特別交付税 平成25年度 6,198億円	

地方財政の健全化を推進すること		6	実質公債費比率等の状況	25年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。		26年度	地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。 【参考（平成24年度実績）】 ○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2% ○平成23年度末における財政健全化団体等の数（平成23年度をもって計画を完了した団体を除く） ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体（32公営企業会計） ○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体（6公営企業会計） ○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体（5公営企業会計）		
達成手段 （開始年度）				予算額（執行額）（※2）			関連する 指標（※3）	達成手段の概要等（※4）		平成26年行政事業 レビュー事業番号
				24年度	25年度	26年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費			38百万円 (32百万円)	77百万円	56百万円	1～6	・地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 ・地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意、各種情報提供等 ・地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析、地方公営企業制度の企画・立案に係る検討会の開催		0021
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費			18,502,834百万円 (18,502,834百万円)	17,884,393百万円	16,442,178百万円	1,4,5	【活動指標（アウトプット）】 地方財政計画 【成果指標（アウトカム）】 一般財源総額：地方の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する		—
政策の予算額・執行額				18,502,872百万円 (18,417,325百万円)	17,884,393百万円	16,442,234百万円	政策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
							当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—（閣議了解）	平成25年8月8日	地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。	
							平成26年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成25年12月12日	「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築					担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 濱田 省司	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	分権型社会を推進するための税制を構築する。							政策評価実施 予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)			
							26年度	27年度	28年度	
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1	国・地方間の税源配分比率	国：地方 ＝58.2：41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。			地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算) 国：地方＝57.4：42.6 (平成22年度決算) 国：地方＝56.5：43.5
							—	—	—	
	2	歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。			地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算) 34.1% (平成22年度決算) 35.2%
							—	—	—	
	3	地方税の都道府県別人口一人当たり収額の最大値と最小値の比較	最大値／最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。			都道府県別人口一人当たり収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算) 最大値／最小値 2.5倍 (平成22年度決算) 最大値／最小値 2.6倍
							—	—	—	
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目	25年度	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。	28年度	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。			地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み) 【参考】 (平成25年度税制改正における導入数) 1項目 (平成24年度税制改正における導入数) 2項目
							—	—	—	
	5	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	54項目を見直し(うち3項目を廃止・縮減)	25年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。			税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度税制改正) 62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正) 46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)
							—	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)			平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度					
(1)	地方税制度の整備に必要な経費	35百万円 (28百万円)	37百万円	35百万円	1～5	・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 等 【活動指標(アウトプット)】 地方税法の一部を改正する法律案 【成果指標(アウトカム)】 国・地方間の税源配分比率 等			0022
政策の予算額・執行額		35百万円 (28百万円)	37百万円	35百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)	平成25年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用						担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課（他3室）	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。								分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。								政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)			
							26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施	25年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	27年度	・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。	前年度に引き続き、研究会で検討を進める中で、実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。	現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。	
							—	—		
	2	都道府県議選挙区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備	都道府県議選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けて条例改正等の措置が終了した団体：57%（47団体のうち27団体）（平成26年4月1日現在）	25年度	都道府県議選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について、改正法の施行日（平成27年3月1日）までに措置が終了した団体：100%	26年度	都道府県議選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日（平成27年3月1日）までに措置が終了した団体を100%とする。		都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る改正法（施行期日：平成27年3月1日）の円滑な運用のため、指標として設定。	
							—			
	3	選挙制度に関する調査研究	選挙制度に関する調査研究の実施	25年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	立法府における制度改正の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施。		社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。	
							—	—		

公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。	25年度	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を行う。	27年度	・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。		選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。
							—	—	
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	憲法改正国民投票制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による）	25年度	憲法改正国民投票制度の認知度：90%	27年度	・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。		国民投票権年齢を18歳に引き下げる等と内容とする憲法改正国民投票法改正法案（施行期日：公布日）が平成26年4月に国会に提出されたことから、制度内容を有権者・選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。
							—	—	
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）	政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】	25年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	27年度	政党、政治資金団体について、提出率100%		収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。
							—	—	
			国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】	25年度	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上	27年度	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	
							—	—	
			政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】	25年度	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上	27年度	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	
							—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	75百万円 (39百万円)	70百万円	57百万円	1～3.6	在外選挙人名簿登録事務に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館等に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、統計をまとめる。また、政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供することなどを行う。 【活動指標(アウトプット)】 在外選挙人名簿登録者数	0023	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	27百万円 (11百万円)	75百万円	42百万円	4.5	選挙啓発研修会開催 (①指定病院等における不在者投票立会人の登録促進、②選管等インターンシップの拡大促進、③地域ボランティアの交流等事業)、若者フォーラム開催(若者同士が、互いの持っている政治への想い・政治意識について意見交換する場として開催)、参加型学習教材作成、制度改正周知。 【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)及び若者フォーラム開催数:研修会各16回、若者フォーラム1回 【成果指標(アウトカム)】 研修会、若者フォーラムへの参加者数:前年度比(研修会1,504人、フォーラム130人)増 (平成26年12月1日追記)	0024	
(3)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費 (平成26年度)	—	—	229百万円	—	鹿児島県第2区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法の規定により補欠選挙を執行。執行委託費を鹿児島県及び県内関係市町村に交付し、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、選挙運動用無料葉書等の使用実績に応じた請求額を交付するもの。	新26-0007	
政策の予算額・執行額		70,658百万円 (59,453百万円)	52,102百万円	99百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26－⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子政府・電子自治体の推進						担当部局課室名	大臣官房（企画課個人番号企画室）、行政管理局（行政情報システム企画課）、自治行政局（住民制度課、地域政策課地域情報政策室）	作成責任者名	大臣官房企画課個人番号企画室長 藤井 雅文 行政情報システム企画課長 橋本 敏 住民制度課長 篠原 俊博 地域情報政策室長 増田 直樹
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。								分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ICTを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図る。								政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)			
			基準年度		目標年度	26年度	27年度			
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング<アウトカム指標>	9 位	24年度	平成26年度値以上	28年度	平成24年度値以上	—	・ ICTの利活用の推進による各国における成熟度を測る国連の電子政府ランキングの指標のうち、市民と政府の双方向性の確保や手続きのオンライン化等、中央政府における行政オンラインサービスの充実度を測るランキングを目標に設定。 ・ 目標（値）としては、2年に一度実施される国際ランキングを目標指標と置くことにより、電子政府の取組の実施状況を包括的に捉え、平成26年度においては、平成24年度実施のランキングを上回ることを目指すとして設定。	
							—	—		
	2	電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数	261,414千件	25年度	316,311千件	27年度	287,555千件	316,311千件	・ 行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口（e-Gov）」へのアクセス件数は、国民のe-Gov活用状況を表し、アクセス件数の増加は、オンラインによる行政サービスの質の向上を測るのに適切であるため、測定指標として設定。 ・ 目標（値）は、e-Govの掲載内容の充実等を行うことで、平成25年度におけるアクセス件数3億1,631万件（平成25年度比5,490万件増）以上を目指すとして設定。	
							—	—		
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト	853百万円未満（政府共通プラットフォーム移行等前のシステム運用コスト）	24年度	600百万円未満（政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減)）	27年度	円滑なシステム移行に係る対応（並行運用等）を実施	600百万円未満（政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減)）	・ 一元的な文書管理システム等政府全体で共用する情報システムを一元的に管理・運営することにより、政府全体として情報システム経費の削減を図り、ICTを活用した行政の合理化・効率化を図ってきたところ、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、行政運営の更なる効率化が必要であることから、これらの総務省所管府省共通情報システムの運用コストを測定指標として設定。 ・ システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し等を行い、運用コストを削減することにより、平成27年度を目標年度として、対24年度3割減を目指す。	
							—	—		
	4	情報システム統一研修の受講者数	7,516人	25年度	10,000人	27年度	8,000人	10,000人	・ 情報システムを活用した業務改革・サービス向上等が行える人材を多数育成するためには、まずは情報システム統一研修の受講者を増加させることが重要であることから、同研修の受講者数を測定指標として設定。 ・ ICT人材の育成・活用に当たっては、職員のICT能力、情報システムのマネジメント力を育成し、電子行政推進の担い手を輩出するために、情報システム統一研修の研修プログラムの見直し（コースの新設）を検討するなどし、26年度8,000人以上、27年度10,000人以上を目指す。	
							—	—		
	5	電子決裁率	10%	24年度	60%	27年度	50%	60% (本府省部局80%)	・ 「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、平成27年度までに電子決裁率を60%まで向上させることとされているため指標として設定。 ・ 「電子決裁推進のためのアクションプラン」（2014年（平成26年）4月25日各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定）において、平成27年3月の電子決裁率が概ね50%を目標とした取組に努め、また、地方支分部局を除く部局については、平成27年度下半期の電子決裁率が概ね80%を目標とした取組に努めることとされているため指標として設定。 ・ 基準年度については、全府省（警察庁を除く）が一元的な文書管理システムの導入を完了した、平成24年度に設定している。	
							—	—		

地方公共団体の情報化を推進し、 便利な行政サービスを提供すると ともに、効率的で災害に強い電子 自治体を実現すること	6	自治体クラウドの全国的展開	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	25年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	27年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	「世界最先端IT国家創造宣言」を受けて全面改訂した電子自治体推進指針に沿って、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保全性や業務継続性の確保等につながると考えられることから、指標として設定。
							—	—
	7	地方行財政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用	・地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	25年度	・地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用の実施。	27年度	・地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	地方行財政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の遂行、各種施策の立案及び統計データの作成等を行うことにより、地方行財政の施策の安定的運用に寄与し、また、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施することにより、地域社会における情報通信の高度化及び地域振興に寄与すると思われることから、指標として設定。
							—	—
番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	8	個人番号付番等システムの構築	個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始	24年度	個人番号付番等システムの稼働	27年度	個人番号付番等システムの構築 個人番号付番等システムの稼働	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、関係システムの整備が必要となることから、指標として設定。
	9	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を開始	25年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	27年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	番号制度の円滑な導入に向けて、情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用を行うため、課題の分析や必要な対策等につき所要の検討を実施し、情報連携を開始するための準備が必要となることから、目標として設定。なお、情報提供ネットワークシステムの設計・開発・テストは内閣官房にて実施。
							—	—
	10	地方公共団体における情報システムの整備を推進	中間サーバーの整備を実施	25年度	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進	27年度	中間サーバー・ソフトウェアの開発 地方公共団体における中間サーバーの整備を推進	地方公共団体において、番号制度の導入に当たり関係情報システムの整備を行う中で、中間サーバーの整備が必要となることから、指標として設定。
							—	—
	11	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究	電子行政サービスのあり方について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速。	25年度	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	27年度	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の向上につながるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると考えられることから、指標として設定。
						—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	電子入札システム運用事業(平成14年度)	51百万円 (49百万円)	48百万円	23百万円	—	本システムは、全省庁が参加する政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化推進省庁連絡会議において、電子政府構想(e-Japan)の一環として、全省庁の共通取組課題となっているもので、当省では、平成14年8月から導入し、同年10月25日から各省に先駆けて運用を開始。 【活動指標(アウトプット)】 電子入札可能案件数 【成果指標(アウトカム)】 電子入札利用者申請者数	0028
(2)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)	200百万円 (178百万円)	230百万円	224百万円	—	総務省の電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策を推進し、省内情報システムの高度化を図ることにより、電子政府の推進に寄与する。 【成果指標(アウトカム)】 情報セキュリティ研修(e-ラーニング)受講率:100%	0029
(3)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)	2,569百万円 (2,462百万円)	2,504百万円	2,261百万円	—	総務省LANのサービスの充実及び安定稼働を行い、行政運営の効率化を図ることにより、電子政府の推進に寄与する。 【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数 :7,500人 【成果指標(アウトカム)】 運用等SLA:99.0% ※SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準)	0030
(4)	総務省共通基盤支援設備・運用等事業	71百万円 (70百万円)	200百万円	111百万円	—	府省共通の情報システム、総務省内の情報システムの利用を効率的に行うために、総務省共通基盤支援設備を整備・運用することにより、電子政府の推進に寄与する。 【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:7,500人 【成果指標(アウトカム)】 SLA:99.9% ※SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準)	0031
(5)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)	83百万円 (74百万円)	78百万円	79百万円	—	総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行う。 【活動指標(アウトプット)】 サーバ正常稼働時間:8,760時間 【成果指標(アウトカム)】 ホームページへのアクセス数(ページビュー):130百万件	0032
(6)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備) (平成15年度)	3,780百万円 (3,682百万円)	7,812百万円	9,860百万円	—	○政府全体で共用するシステム基盤の管理・運営 次に掲げる事業を実施する。 ・政府認証基盤、職員等利用者認証基盤、共同利用システム基盤及び国家公務員ICカード身分証明府省間データ交換サーバシステムの一元的な管理・運営。 ・政府共通プラットフォームの円滑な運用、対象システムに対する同プラットフォームへの移行支援の実施、拠点の分散化及び一元的なセキュリティ対策の実施。 ・政府共通ネットワークの円滑な運用。 【活動指標(アウトプット)】 各システム基盤が設定しているシステムの稼働率を活動指標に設定し、活動実績を算出。 ・政府認証基盤(GPKI) ・職員等利用者共通認証基盤(GIMA) ・共同利用システム基盤 ・国家公務員ICカード身分証明府省間データ交換サーバ ・政府共通プラットフォーム ・政府共通ネットワーク 【成果指標(アウトカム)】 政府全体の効率的な行政運営やコスト削減、安全性・信頼性の向上。	0033

(7)	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営 (平成15年度)	1,106百万円 (1,036百万円)	1,825百万円	978百万円	1.3,5	○政府全体で共用する行政情報システムの一元的な管理・運営 総務省が所管する府省共通情報システム(一元的な文書管理システム、情報システムに係る政府調達事例データベース(以下、「政府調達事例データベース」という。)、政府情報システム管理データベース及び法令検索等システム)を一元的に管理・運営する。 更に、この取組を進展させ、政府全体としての情報システムを一層効率的なものとするため、政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し、他システムとの統合、集約により、システムの運用・保守等に係る経費の削減を図る。 【活動指標(アウトプット)】 一元的な文書管理システム 行政文書ファイル登録件数 【成果指標(アウトカム)】 行政の更なる効率化を図るため、一元的な文書管理システム等の運用コストを成果目標に設定し、システム構成の見直し等により、対24年度3割減を目指す。 (※基準値となる運用コストは、24年度の執行額(1,036)から開発費用(183)を除いた額):600百万円未満(27年度)	0034
(8)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)	111百万円 (97百万円)	106百万円	89百万円	4	以下の分野において、集合研修及びeラーニングを実施している。 ①対象者別研修 (PMO構成員、PJMO構成員に必要なIT関連知識及び行政の効率化に関する研修) (注)PMO(program management office)は各府省のIT統括組織、PJMO(project management office)は各府省でITを担当している主な部局をいう。 ②重点分野別研修(調達・積算、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する研修) ③情報技術分野(データベース、ネットワーク)及び情報化施策分野(電子政府ユーザビリティ)に関する研修 ④情報リテラシー向上に関する研修等 平成25年度は、集合研修10コース22回、eラーニング10コース37回を実施 【活動指標(アウトプット)】 研修コース開催数:9コース(23回) 【成果指標(アウトカム)】 情報システム統一研修の受講者数:10,000人	0035
(9)	電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化) (平成13年度)	874百万円 (856百万円)	1,306百万円	968百万円	1.2	○電子政府の総合窓口(e-Gov)の管理・運営 電子政府の総合窓口であるe-Govを通じ、国民等利用者が①各府省の組織、業務、所管法令・通達、②各種報道発表資料、③各府省の行政文書ファイル管理簿等の情報に一元的にアクセスできるようにするとともに、パブリックコメントの募集状況などの閲覧、意見の提出や各種申請をオンラインで行うことを可能としている。 【活動指標(アウトプット)】 「e-Govへの総アクセス件数」の増加を図るための①アクセシビリティ・ユーザビリティの改善、②コンテンツ(情報内容)の充実、③積極的な周知広報の実施 【成果指標(アウトカム)】 電子政府の総合窓口(e-Gov)への総アクセス件数(利用件数):287,555千件	0036
(10)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費 (平成15年度)	4百万円 (4百万円)	7百万円	7百万円	—	住民基本台帳ネットワークシステムを利用する地方公共団体等の職員に対するセキュリティ研修会等を全国各都道府県で開催し、セキュリティ意識の向上を深める。また、住民基本台帳ネットワークシステムに係る課題等について検討する会議を開催し、課題の抽出・検討を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 住基ネット担当者説明会(都内)の開催、住基ネット担当者研修会(47都道府県)への参加 【成果指標(アウトカム)】 住基ネット担当者研修会を受け、各市区町村でセキュリティ自己点検を実施しているが、その自己点検の採点結果:3点(3点満点中)	0037
(11)	地方行財政統計等・災害時における情報通信メディアの活用 に要する経費	80百万円 (78百万円)	78百万円	78百万円	7	地方行財政の施策に係る基礎データの収集・分析を行うシステムの借上げ及び地方自治統計調査のデータベース作成・管理等を実施。また、通信衛星ネットワークについては、災害時における地方公共団体との情報伝達手段として、情報を迅速かつ適確に伝達するとともに、平時には各種会議の放映等の映像情報の伝達を実施。	0038
(12)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)	8百万円 (—)	8百万円	9百万円	—	民間検査機関を活用し、安心して電子投票を導入できる環境を構築する。また、電子投票導入事例の評価分析や技術的な課題の検討を行い、地方公共団体への情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 適合確認の実施件数:1件	0039

(13)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費(平成16年度)	103百万円 (103百万円)	140百万円	393百万円	—	政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化を図るため、「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うもの。また、情報入手に係る国民の利便性向上を図るため、総務大臣届出分の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書のインターネット公表を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 各種届出及び収支報告書に係る業務システム新規登録件数(総務大臣届出分及び都道府県選管届出分) 【成果指標(アウトカム)】 ①届出告示件数(総務大臣届出分)、②収支報告書要旨告示件数(総務大臣届出分)、③会計帳簿・収支報告書作成ソフト等DL件数、④オンライン申請利用件数	0040
(14)	地方財政決算情報管理システム運営等経費(平成13年度)	184百万円 (171百万円)	182百万円	190百万円	—	地方公共団体を対象とする地方財政状況調査、公共施設状況調査及び地方公営企業を対象とする地方公営企業決算状況調査を電子化し、「地方財政の状況」(地方財政白書)、「地方公営企業決算の概況」ほか各種統計資料の作成等、国・地方公共団体双方の業務の効率化を図るとともに、国民との情報の共有化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 地方財政状況調査等、地方公営企業決算状況調査 【成果指標(アウトカム)】 地方財政決算情報管理システムの適切な運用等	0041
(15)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	20百万円 (8百万円)	20百万円	34百万円	6	自治体クラウド導入の取組を加速するため、自治体クラウド導入に当たり地方公共団体が懸念する事項や留意すべき事項に関する調査研究等を行う。	0042
(16)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費	163百万円 (115百万円)	229百万円	174百万円	8	個人番号カード及び当該カードに格納される公的個人認証サービスの電子証明書の利活用方法等について検討を行う。また、社会保障・税番号制度の導入に向け研究を行う。 【活動指標(アウトプット)】(平成26年12月1日追記) 活動の対象となった自治体数:1,788団体	0044
(17)	電子調達システムのシステム開発(平成23年度)	658百万円 (594百万円)	569百万円	652百万円	—	政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、役務、物品等の調達に係る国の内部手続きを原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、電子調達システム(府省共通)のシステム開発を行う。 【活動指標(アウトプット)】 企業等の利便性の向上 電子調達システムで実施する入札件数 (平成26年度は、各府省が段階的に導入する時期であり、件数の見込みは困難) 【成果指標(アウトカム)】 システム運用経費の削減(最適化実施前の運用経費(760百万円)に対する削減額):△30百万円	0045
(18)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)	—	1,061百万円	7,815百万円	8	社会保障・税番号制度の運用に必要となる、個人番号の生成等を行うための個人番号付番等システムの構築等を行う。 【活動指標(アウトプット)】(平成26年12月1日追記) システム開発の進捗率:58.9%	0047
(19)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)	—	466百万円	32,258百万円	9,10	情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用に向けた所要の検討、地方公共団体における番号制度に係る中間サーバーの構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発、及び番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費について支援等を実施すること。 【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体における番号制度に係る中間サーバーの構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発、及び番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費について支援等を実施。	0048
(20)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費(平成23年度)	4百万円 (0.2百万円)	3百万円	3百万円	—	社会保障・税番号制度に地方団体の税務システムが対応できるよう、税務情報の管理や情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得、所得情報の提供など制度的な対応について検討するとともに、地方団体が番号制度を有効に活用できるよう検討を行う。 【活動指標(アウトプット)】 検討会の開催、成果物の公表 【成果指標(アウトカム)】 社会保障・税に関わる番号制度の円滑な導入	0049
(21)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究(平成25年度)	—	58百万円	8百万円	11	電子自治体の取組において、地方公共団体が住民サービスの向上や業務効率化の推進を図ることが可能となるよう、ICTを活用した新しいサービスの提供や業務遂行の方策等について調査研究を行う。	0051
(22)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年度)	14百万円 (14百万円)	11百万円	11百万円	—	人給システムの運用に必要なとなる支援業務の外部委託等を実施し、人事・給与関係業務の効率化、合理化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 人給システムの使用対象職員は、人事、給与業務担当者約100名。毎月約6000名の給与計算を実施。	0052

政策の予算額・執行額	10,231百万円 (9,706百万円)	17,225百万円	49,896百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5 復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
					新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	Ⅱ オンライン利用の範囲 5 電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し
					電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	第4 重要施策の推進 1. 政府におけるITガバナンス確立・強化 (1)IT投資管理の確立・強化 (4)情報システムの運用継続 5. オープンガバメント (2)行政情報の公開・提供
					日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○ 情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○ 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。))の活性化 スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向上を図ることなどにより、魅力ある地域の元気を創造する取組を促すとともに、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等のIT や地理空間情報(G空間情報)等、各種データの活用を組み合わせることにより、新たな街づくりモデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取り組み期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化・標準
					経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1)特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・官・金の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革 (4)世界最高水準の電子政府の実現 IT本部を中心に、関係府省と連携して、世界最高水準の電子政府・電子自治体を早期に実現する。 ・政府CIOの下での政府業務の徹底的な見直し、政府行政システムのクラウド化や自治体クラウドの推進、府省共通業務・システムの着実な開発・導入によるバック・オフィス業務の効率化により、行政コストの削減とサービスの質の向上を図る。 第3章 経済再生と財政健全化の両立 3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 (3)地方行財政制度の再構築に向けて (地方における公共サービスの「可視化」の推進) ・地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑨)

政策 ^(※1) 名	政策9：情報通信技術の研究開発・標準化の推進					担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 田原 康生
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	情報通信技術（ICT）の研究開発・標準化を推進し、ICTによるイノベーションを創出させ、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標		基準（値）		目標（値）		年度ごとの目標（値）		測定指標の選定理由及び目標（値）（水準・目標年度）の設定の根拠
							年度ごとの実績（値）		
							26年度	27年度	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	1	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	91%	25年度	90%	27年度	90%	90%	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発課題の終了時における外部専門家による評価（研究開発期間終了年度の翌年度に実施）を指標として設定。基準値は平成23年度以降の実績値の平均値。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度：88% 平成24年度：93% 平成25年度：93%（平成26年12月1日追記） 目標値の設定にあたっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年6月7日閣議決定）において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて定めている。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。
	2	適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施	15年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	27年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）により、研究開発を効果的・効率的に推進するため研究開発評価を実施することが定められていることから指標として設定。 《各年度の情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数》 平成23年度：6回 平成24年度：5回 平成25年度：8回
							—	—	
	3	競争的資金における研究開発課題の提案状況	提案時における競争性の確保	25年度	提案時における競争性の確保	27年度	提案時における競争性の確保	提案時における競争性の確保	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定をどの程度喚起したかを把握するため、提案状況を指標として設定。基準及び目標については、よりよい課題を採択するために、提案時における競争性の確保としている。 《各年度の競争率（提案数/採択数）の実績値》 平成23年度：4.9倍 平成24年度：3.2倍 平成25年度：3.0倍 ※競争的資金：資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金
							—	—	

我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確認するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	4	研究開発成果の普及状況（標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合）	100%	25年度	90%	27年度	90%	90%	研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における追跡調査結果（標準化、実用化又は特許取得の状況）を指標として設定。基準値は平成23年度以降の実績値の平均値。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度：100% 平成24年度：100% 平成25年度：100%
							—	—	目標値の設定にあたっては、標準の獲得、研究開発成果の実用化および特許の取得等の成果を得るためには、研究開発終了後、相応の時間を要する場合が一般的であることを踏まえて定めている。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。 ※追跡調査：研究開発成果に関する状況調査 （研究開発終了年度の翌々年度より毎年実施） ※追跡評価：研究開発成果の展開状況等を評価 （研究開発終了後5年を目途に実施）
	5	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数	6件	25年度	6件以上	27年度	6件以上	6件以上	情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度：5件 平成24年度：5件 平成25年度：6件
							—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)	79百万円 (79百万円)	79百万円	77百万円	—	文部科学省等と協力して平成23年度まで総務省が研究開発に取り組んだ準天頂衛星初号機「みちびき」とGPS衛星の測位信号の整合性を確保するため、「みちびき」に対して、標準時情報の提供、時刻系差分情報の提供及び時刻管理系設備の運用監視、保守等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・準天頂衛星初号機「みちびき」に対して、標準時情報の提供、時刻系差分情報の提供及び時刻管理系設備の運用監視、保守等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・準天頂衛星システムの着実な運用を行うことでより高度な衛星測位サービスの提供に資する。	0053
(2)	戦略的情報通信研究開発推進事業 (平成14年度)	2,719百万円 (2,649百万円)	2,545百万円	2,051百万円	1, 3	ICT分野において、独創性・新規性に富む研究開発課題を、大学・独立行政法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上研究を委託することで、地域や研究開発実施者に主体性のある先端技術の研究開発を支援する競争的資金。 【活動指標(アウトプット)】 ・研究開発課題数:169件	0054
(3)	ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等(平成26年度事業名:ネットワーク仮想化技術の研究開発) (平成24年度)	—	4,214百万円	800百万円	1, 4	ビッグデータの流通を支える情報通信ネットワークの実現に向け、柔軟なネットワーク設定・運用を可能とするネットワーク基盤技術に関する研究開発や国際標準化等を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:6件 ・研究者数:101人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:15件(平成27年度) ・論文掲載数:9件(平成27年度) ・研究発表数:20件(平成27年度)	0055
(4)	情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)	30百万円 (25百万円)	30百万円	36百万円	2	法令等に基づく政策評価等を、外部専門家・外部有識者による研究開発評価により適切に実施するとともに、研究テーマの推進方策等について調査・検討を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数:4回以上 ・当該年度に事前評価、基本計画書の審査、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価を行っている研究開発課題の件数(のべ件数):45件 【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発を効果的・効率的に推進する体制が整備された研究開発課題の数:45件	0056
(5)	情報通信分野における標準化活動の強化 (平成16年度)	166百万円 (164百万円)	166百万円	161百万円	5	グローバルな市場や技術の状況を踏まえつつ、情報通信技術の便益を利用者に還元する観点から、戦略的に国際標準化活動を推進する。 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究の契約件数:13件 【成果指標(アウトカム)】 ・規格等の策定支援件数:6件以上	0057
(6)	先進的ICT国際標準化推進事業 (平成24年度)	385百万円 (371百万円)	385百万円	309百万円	1, 4	「スマートグリッド」、「デジタルサイネージ」、「次世代ブラウザ」等の先進的な各技術分野において、コアとなる通信規格を含めたシステムやサービス全体について実フィールドにおける実証実験を実施するとともに、戦略的に国際標準化を推進する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件 ・研究者数:43人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:3件 ・研究発表数:13件 ・報道発表数:2件 ・標準化提案数:13件	0058

(7)	ICT環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業 (平成23年度)	243百万円 (242百万円)	3,067百万円	658百万円	1, 4	巧妙化・複合化するサイバー攻撃などの新たな脅威・課題等に対応するため、国民のウイルス感染被害予防に関する実証実験及びサイバー攻撃の解析・検知に関する研究開発を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・ウイルスの駆除等に向けた一般のインターネット利用者に対する注意喚起の実施回数:6,000回以上(実証実験) ・技術課題数:3件(研究開発) ・研究者数:47人(研究開発) 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:3件(研究開発) ・研究発表数:8件(研究開発)	0059
(8)	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)	555百万円 (551百万円)	580百万円	301百万円	1, 4	国内外のインターネットサービスプロバイダ(ISP)、大学等との協力によりサイバー攻撃、マルウェア等に関する情報を収集するネットワークを構築し、諸外国と連携してサイバー攻撃の予兆を検知し即応を可能とする技術について、その研究開発及び実証実験を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件 ・研究者数:61人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:1件 ・論文掲載数:4件 ・研究発表数:13件	0060
(9)	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 (平成23年度)	703百万円 (693百万円)	600百万円	500百万円	1, 4	現在限られた場所でのみ使用可能なブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)技術(脳の情報を解読し、手足・言語を介さず直接機器等を制御する技術)を、ネットワークを活用することで日常生活においても適用可能とするために必要な研究開発等を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:7件 ・研究者数:83人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:4件 ・論文掲載数:8件 ・研究発表数:18件 ・報道発表数:2件	0061
(10)	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発 (平成24年度)	950百万円 (923百万円)	950百万円	700百万円	1, 4	Pi-SAR2((独)情報通信研究機構が開発した航空機搭載合成開口レーダー)と同等以上の性能を有し、セスナ等の小型航空機にも搭載可能な小型航空機搭載合成開口レーダーの実現に不可欠な技術を確認する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:3件 ・研究者数:60人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:4件 ・誌上発表数:2件 ・口頭発表数:3件	0063
(11)	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発 (平成24年度)	3,000百万円 (2,979百万円)	2,556百万円	450百万円	1, 4	伝送方式の効率化等により、通信ネットワーク全体において毎秒400ギガビット級の超高速大容量化を実現すると同時に、低消費電力化を実現する技術を確認するための研究開発を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:5件 ・研究者数:104人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:23件 ・論文掲載数:15件 ・研究発表数:35件	0064

(12)	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)	—	—	500百万円	1, 3	ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、大学、ベンチャー企業などによる技術成果の具現化を支援する常時応募可能な研究開発制度。 【活動指標(アウトプット)】 ・支援課題件数: 4件 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業による支援終了から5年経過後に、ベンチャー企業等による民間資金を呼び込む見込みがある又は民間資金の呼び込み等に向けて適切な取り組みを実施したと、有識者委員が評価したプロジェクトの割合: 70%(本事業による支援終了から5年経過後)	新26-0008																				
(13)	G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームにおけるリアルタイム情報の利活用技術に関する研究開発) (平成26年度)	—	—	350百万円	1, 4	災害発生時等に被災状況等をセンサ等を用いてリアルタイムで把握し活用できるようにするために、時々刻々と変化するG空間情報のリアルタイム利用技術を確立する。また同技術をG空間プラットフォームの高度化に資する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 3件 ・研究者数: 32人 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数: 2件 ・口頭発表数: 11件	新26-0009																				
(14)	海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)	—	—	100百万円	1, 4	将来の国産資源として期待される海洋資源の調査を効率化するため、通信衛星を活用して洋上のブロードバンド環境(10Mbps級)を構築するための次世代通信衛星技術の研究開発を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 3件 ・研究者数: 4人 【成果指標(アウトカム)】 ・研究発表数: 1件	新26-0010																				
(15)	スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)	—	—	210百万円	1, 4	ICTを活用した社会インフラの効果的・効率的な維持管理を実現するため、センサー等で計測したひずみ、振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で収集・伝送する通信技術等の研究開発・国際標準化を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 4件 ・研究者数: 11人 【成果指標(アウトカム)】 ・研究発表数: 2件 ・特許出願数: 2件 ・報道発表数: 1件	新26-0011																				
政策の予算額・執行額		23,380百万円 (22,945百万円)	15,774百万円	6,753百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table><tr><th>施政方針演説等の名称</th><th>年月日</th><th>関係部分(抜粋)</th></tr><tr><td>(1) 科学技術イノベーション総合戦略2014</td><td>(1) 平成26年6月24日</td><td>(1) 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</td></tr><tr><td>(2) 第4期科学技術基本計画</td><td>(2) 平成23年8月19日</td><td>(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開</td></tr><tr><td>(3) 世界最先端IT国家創造宣言</td><td>(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)</td><td>(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 V. 戦略の推進体制・推進方策</td></tr><tr><td>(4) 日本再興戦略</td><td>(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)</td><td>(4) 第二 3つのアクションプラン</td></tr><tr><td>(5) 知的財産推進計画2014</td><td>(5) 平成26年6月20日</td><td>(5) 第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備</td></tr><tr><td>(6) サイバーセキュリティ戦略</td><td>(6) 平成25年6月10日</td><td>(6) 3. 取組分野</td></tr></table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	(1) 科学技術イノベーション総合戦略2014	(1) 平成26年6月24日	(1) 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出	(2) 第4期科学技術基本計画	(2) 平成23年8月19日	(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開	(3) 世界最先端IT国家創造宣言	(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 V. 戦略の推進体制・推進方策	(4) 日本再興戦略	(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	(4) 第二 3つのアクションプラン	(5) 知的財産推進計画2014	(5) 平成26年6月20日	(5) 第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備	(6) サイバーセキュリティ戦略	(6) 平成25年6月10日	(6) 3. 取組分野
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)																									
(1) 科学技術イノベーション総合戦略2014	(1) 平成26年6月24日	(1) 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出																									
(2) 第4期科学技術基本計画	(2) 平成23年8月19日	(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開																									
(3) 世界最先端IT国家創造宣言	(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 V. 戦略の推進体制・推進方策																									
(4) 日本再興戦略	(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	(4) 第二 3つのアクションプラン																									
(5) 知的財産推進計画2014	(5) 平成26年6月20日	(5) 第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備																									
(6) サイバーセキュリティ戦略	(6) 平成25年6月10日	(6) 3. 取組分野																									

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

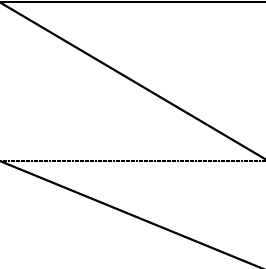
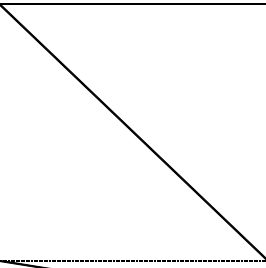
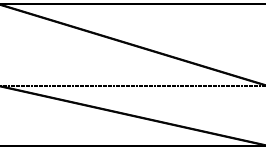
(総務省26－⑩)

政策 ^(※1) 名	政策10:情報通信技術高度利活用の推進						担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他1課	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 岡崎 毅
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。								政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標		基準（値）		目標（値）		年度ごとの目標（値）		測定指標の選定理由及び目標（値）（水準・目標年度）の設定の根拠	
			基準年度		目標年度	年度ごとの実績（値）				
	1	国内生産額に占めるICT産業の割合 ＜アウトカム指標＞	全産業中最大規模 （平成25年度情報通信白書）	25年度	全産業中最大規模を維持	27年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術（ICT）は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであるため、国内生産額に占めるICT産業の割合を指標と設定。	
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	2	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況	・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様の精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。	25年度	・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン※等によりオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ※グループにおいてアイデア出し、ソフト開発等を行うイベント	26年度	・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発や、アイデアソン、ハッカソン等によるオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。		分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現は、価値あるデータの連携による創造的新事業・新サービスの創出促進に資することから指標として設定。	
	3	4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現 ＜アウトカム指標＞	・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。 ・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。	25年度	・2014年（H26年）に、衛星放送等において4Kの試験的放送の開始。 ・2016年（H28年）に、衛星放送等において4Kの本放送、8Kの試験的放送の開始。	28年度	4Kの試験的放送を実施し、技術検証等を実施。	4Kの本放送、8Kの試験的な放送に向けた技術検証等を実施。	世界最先端の標準化技術を使用し、実証等を行うことで、我が国が次世代放送・通信サービスを世界に先駆けて実現し、新たな市場の創出を図るため、4K及びスマートテレビに対応した放送については2014 年から、8Kについては2016 年から、衛星放送等における試験的な放送の開始を目指すことを指標として設定。	
	4	日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施	地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送の実現に向けた検討。	25年度	実証実験を行うことにより、海外（特にアジア諸国）の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	26年度	海外（特にアジア諸国）の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。		海外における効果的な放送を実現するための諸施策を実施することにより、我が国のコンテンツ海外展開が促進されることが期待されるため、指標として設定。	

	5	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定。	25年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。	26年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。		自治体における効果的・効率的なバックオフィス連携を実現するため、自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの策定、公表を目標として設定。
							—		
	6	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ※稼働率＝(サービス提供時間-障害停止時間)／サービス提供時間	いずれも99.5%以上	25年度	いずれも99.5%以上	27年度	いずれも99.5%以上 —	いずれも99.5%以上 —	全省庁統一資格審査及び調達情報の提供を円滑に行うため、当該事務処理を行うシステムが安定的に稼働する必要があるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。
	7	ICTスマートタウンの普及展開に向けた取組状況	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTスマートタウンの普及展開方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能とする仕組み	25年度	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果を踏まえたICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」の構築。	27年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、 ・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。 ・ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果を踏まえたICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」の構築。	「ICT街づくり推進会議(第7回)」(平成26年6月3日)において示された「ICT街づくりの普及展開に向けたロードマップ」に基づき、目標を設定。 【参考】 (平成25年度値) 地域実証プロジェクト実施 23件 (平成24年度値) 地域実証プロジェクト実施 5件
	8	対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組 ※2視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス。	(1)77% (2)1%	20年度	(1)100% (2)10%	29年度	— —	— —	「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)として定められていることから、指標として設定(左記の目標値は、NHK(総合)及び在京キー5局等の場合)。 【参考(各年度の実績)】 (1)字幕放送 平成25年度: 92%(平成26年12月1日追記) 平成24年度: 90% 平成23年度: 87% 平成22年度: 82% (2)解説放送 平成25年度: 6%(平成26年12月1日追記) 平成24年度: 5% 平成23年度: 4% 平成22年度: 2%

ICT活用により社会課題の解決を推進すること

9	医療・介護・健康分野におけるICTの活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立	実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施。	24年度	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立。	28年度	在宅医療・介護分野における情報連携基盤のICTシステムに関する更なる検証、技術仕様等の策定・公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定に向けた課題の整理。	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等の検討・作成。	「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表（IT総合戦略本部決定）」においては、「確立した仕様の普及や運用ルールの普及等を通じて、2018年度までに医療情報連携ネットワークの全国的な展開を行う」、「地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の推進・普及を行う」、「国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る」等とされている。 医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを普及・展開することにより、医療の質の向上、医療費の適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における課題の解決が図られるため、指標として設定。
						—	—	
	教育分野におけるクラウド※導入を促進するための導入手法の確立と普及 ※自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態	クラウド等の最新の情報通信技術を活用した教育現場で活用するにあたり、導入手法を検討するための調査研究を実施。	25年度	クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。実証を経た教育ICTシステムは、普及モデルとして技術仕様を策定・公表。	28年度	クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。	クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を見直し・公表。	教育分野におけるICTの活用は、児童生徒の学習・授業参加意欲等の向上につながるものであることから、普及展開を図るため、文部科学省と連携して、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証を行う。その成果を踏まえ、教育ICTシステムの普及モデルとして技術仕様を策定するとともに、教育分野におけるクラウド導入を促進するための手引書を策定することから、指標として設定。
						—	—	
	(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※（電気通信標準化部門）の今期研究会期（25年度～28年度）標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期（25年度～28年度）標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ※基準（値）は25年度の件数、目標（値）は25年度～28年度の合計件数 ※ITU（国際電気通信連合）の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当	(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。(2)7件	25年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。(2)25件以上	28年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。(2)－	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。(2)－	国内におけるICT活用による環境負荷軽減に向けた先進的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスやICT活用による環境影響評価手法等について国際標準化を図ることで、ICT活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。
						—	—	
	(1)テレワーク導入企業の割合（常用雇用者100人以上の企業）（平成26年12月1日追記） (2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞	(1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】	24年度	(1)19%以上 (2)10%以上	32年度	—	—	「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表の目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及び雇用型在宅型テレワーカー数の割合を指標として設定。 （上記を踏まえ、平成26年度からは、多様で柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証等を実施。）
						—	—	
	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施	情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表（ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等）。	25年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	27年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第14条（統計等の作成及び公表）において、政府が高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとされていることから、指標として設定。
						—	—	

ICT利活用のための基盤を整備すること	14	高齢者のICTリテラシー※向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表 ※単なるICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念	「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、コミュニケーションツールとしてのICTの有効性、ICTリテラシー向上に係る取組等を検討。	25年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実施を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。	26年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実施を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。 —	 —	「創造的IT人材育成方針」(平成25年12月IT総合戦略本部決定)において、高齢者のITリテラシーを向上させることで、社会参加の促進や豊かな生活の実現が期待されると指摘されているほか、「ICT超高齢社会構想会議報告書」(平成25年5月公表)において、今後の具体的なプロジェクトとして、高齢者が地域でICTの使い方をともに学ぶためのカリキュラム整備等の必要性が示されていることから、指標として設定。
	15	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成等を実施。	25年度	・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。	27年度	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 —	—	・障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)において、国が取り組むべき施策分野として「情報アクセシビリティ」が掲げられ、電子書籍等ICTを活用したサービスの充実、障害者や高齢者の自立・社会参加を支援するとともに、デジタル・ディバイドの解消に寄与するため、指標として設定。
	16	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況	「ICT生活資源対策会議」を開催し、ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現等について検討。	25年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。	26年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 —	 —	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT利活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定。
	17	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築のための取組状況	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。	25年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	27年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 —	・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 —	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築はICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。
	18	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施。	25年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。	26年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。 —	 —	産学連携による実践的ICT人材の育成を促進するため、求められる人材の育成に有用な方策を探るとともに、その有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。
	19	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催	(1)RSA暗号の脆弱性及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に係る調査を実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。	25年度	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。	27年度	(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 —	(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 —	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。 (セミナー開催回数) 平成23年度:3回 平成24年度:3回 平成25年度:1回

20		スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況	・アプリにおける利用者情報の取扱いが適切かどうかについて、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシーイニシアティブⅡ」を取りまとめ。 ・第三者検証を推進するに当たっての諸課題を検討するタスクフォースを設置。	25年度	個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「クローリング型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の実運用に向けた環境を整備する。	28年度	・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討。	第三者検証主体がアプリマーケット等からアプリを自動的に抽出し、解析を行う「クローリング型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討。	個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定。	
		21		サイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス※能力の向上のための取組状況 ※ 事案への対処	標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた検討を実施。	25年度	標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析手法の確立 ・解析結果を踏まえた防御モデルの確立 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	27年度	我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	引き続き我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の高度化 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) (※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)			平成26年行政事業 レビュー事業番号
			24年度	25年度	26年度					
(1)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(本省) (平成20年度)	180百万円 (142百万円)	144百万円	134百万円	1	地域におけるICT基盤・機器の環境整備方策、ICT利活用の推進方策等の内容を包含する総合的な調査研究を実施するとともに、ICT利活用に関する事業を行う地域へICT有識者を派遣すること等により、地域の情報化を着実に推進する。 【活動指標(アウトプット)】 ・地域におけるICT基盤・機器の環境整備方策、ICT利活用の推進方策等の内容を包含する総合的な調査研究等を行うことにより、地域情報化を着実に推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・地域情報化に必要な環境、利活用、人材などの各段階の整合性や相乗効果を考慮した取組を総合的かつ一体的に実施することにより、地域情報化を効率的・効果的に推進する。				0067
(2)	遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業 (平成24年度)	160百万円 (156百万円)	83百万円	73百万円	1, 18	産学で実践的な人材育成を実施する各機関と連携を図りつつ、人材育成手法に関する知見やノウハウを集約しながら、実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表する。 【活動指標(アウトプット)】 ・産学で人材を育成する連携主体が協同利用可能な、共有化された育成コンテンツ:5件 【成果指標(アウトカム)】 ・遠隔教育システム等の利用団体数:20機関 ・遠隔教育システムの機能を搭載したサイト内の「個人学習用教材コンテンツ」(25年6月から学習コースを順次公開)の閲覧者数:延べ人数5,000人(アクセス数)				0070
(3)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業 (平成13年度)	148百万円 (109百万円)	119百万円	107百万円	1, 15	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、通信・放送役務の提供又は開発を行う者や、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、必要な経費の一部を助成。 【活動指標(アウトプット)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成事業者数:7件 【成果指標(アウトカム)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率:70%以上(平成23～27年度)				0071

(4)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)	401百万円 (400百万円)	468百万円	400百万円	1, 8	「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構が、字幕番組、解説番組、手話番組等を制作する者に対して、その制作費の2分の1を上限として助成を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・字幕番組等の普及:100%(平成29年度) ※平成29年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については対象の放送番組の10%に解説付与する【在京キー5局等】	0072
(5)	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推進事業 (平成25年度)	—	261百万円	299百万円	1	放送コンテンツの権利処理について、権利料の支払まで一貫した窓口の一元化、ICT活用による効率化の早期実現に資するため、放送事業者、権利者団体との連携システムについて実証するとともに、実際のデータを使って権利処理業務の効率化に係る効果測定等を行い、諸課題を検証する。 【活動指標(アウトプット)】 ・権利処理窓口一元化や権利情報のデータベース共有化に関する実証実験を踏まえた権利処理システム基本設計書の策定:1件 【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツの二次利用の権利処理(業務フロー全体)作業時間の削減率:35%	0075
(6)	全省庁的統一資格審査実施経費 (平成24年度)	123百万円 (123百万円)	136百万円	138百万円	1, 6	本事業は、全省庁統一資格(物品・役務等)に係る(ア)競争契約参加者の資格に関する官報公示事務、(イ)資格審査システムによる審査等事務、(ウ)申請書写の受領、申請書データ変換・入力、資格決定通知出力・発送等に係る事務、(エ)申請者及び事務担当者からの問合せ対応業務等全省庁統一参加資格審査の実施に必要な業務を実施しているほか、調達情報の一元的提供、システムの運用監視業務等を実施している。 【活動指標(アウトプット)】 ・企業等の利便性の向上・競争参加統一資格の登録数:7万件 【成果指標(アウトカム)】 ・全省庁統一参加資格審査の円滑な業務運営:システム稼働率 99.5%以上	0076
(7)	電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)	352百万円 (314百万円)	352百万円	356百万円	1, 6	本システムは、電波法、電気通信事業法、放送法等に基づく無線従事者、電気通信資格者、高周波利用設備、電気通信番号、端末機器の技術基準適合、届出電気通信事業者、一般放送等に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務等を支援するための情報システムであり、システムの安定的な維持・運用を図るため、必要な電子計算機を借用し、システムの運用・保守を行っている。 【活動指標(アウトプット)】 ・電子計算機等借料(コスト)の削減:20.2 ※H18年度の執行額を100とした指数 【成果指標(アウトカム)】 ・システムの安定稼働(システム稼働率):稼働率目標99.5%以上	0077
(8)	グリーンICT推進事業 (平成23年度)	40百万円 (40百万円)	40百万円	39百万円	1, 11	「ICT分野そのものの環境負荷軽減(Green of ICT)」と「ICTの利活用による社会経済活動の環境負荷軽減(Green by ICT)」の双方について、ICT製品レベルだけでなく、都市・国レベル等でのICTによるCO2削減のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法を確立し、国際電気通信連合(ITU)における我が国提案のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法の国際標準化を促進する。 【活動指標(アウトプット)】 ・ICT利活用によるCO2排出削減に向けた実証実験の成果をもとに得られたベストプラクティスや環境影響評価手法等をITU等の国際標準化機関へ寄書提案する:7件 (平成25年度～28年度に25件以上の寄書提案を目標として設定) 【成果指標(アウトカム)】 ・ITU等における、ICT利活用による環境影響評価手法等の勧告化に向けた国際標準化活動により国際競争力の強化を図る。	0081

(9)	情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)	114百万円 (114百万円)	133百万円	128百万円	1, 13	(1) 我が国の情報通信産業における財・サービスの市場実態の変化を把握するとともに、経済社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割等総合的な観点からの調査分析を実施することにより、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資する。 (2) 情報通信ネットワークの進展による我が国経済の変化を、国民経済の枠組の中で相対的、構造的に捉え、雇用の創出等に及ぼすインパクトを計量的に分析することとして、情報通信産業連関表を作成する。 (3) 我が国の国際競争力の強化を図り、企業等の国際重視の志向の浸透を図ることを目的として、ICT国際競争力指標を策定する。 (4) 我が国の国際競争力強化を図ること等を目的に、諸外国の情報通信政策担当者や企業トップ等が会する国際会議(世界ICTサミット)を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信政策のための総合的な調査研究の実施、情報通信産業連関表の作成・公表、ICT国際競争力指標の策定・公表、国際会議の開催: 4件 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業のアウトプットに基づき、情報通信政策の立案・遂行等を実施。	0086
(10)	情報流通連携基盤構築事業 (平成24年度)	300百万円 (278百万円)	300百万円	288百万円	1, 2	関係府省及び官民による推進体制の下、実証実験等を実施し、共通APIの開発・国際標準化、データの2次利用に関するルールの検討、オープンデータ化のメリット可視化等による普及・展開活動の実施を推進する。また、本施策の成果により、IT戦略本部電子行政オープンデータ実務者会議における検討に貢献する。 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数: 5件 【成果指標(アウトカム)】 ・ i) 価値あるデータの連携による創造的新事業・サービスの創出促進、 ii) 防災・減災関連情報や各種統計情報等、国民、産業界にとっての有益情報の入手容易化、 iii) 政府の透明性の確保及びそれを通じた行政運営の効率化(平成27年度まで)	0087
(11)	スマートプラチナ社会構築事業 (平成25年度)	—	—	1,720百万円	1, 9, 12, 14	超高齢社会におけるICT活用の推進方策として以下の施策を通じて、生産年齢人口の減少や医療費の増大等、超高齢社会がもたらす課題の解決に貢献。 ① 高品質で低廉な医療を実現するため、全国数カ所で医療機関等の情報連携のモデル実証を行い、医療情報連携基盤の全国展開を推進。 ② 生活習慣病等の発症・重症化予防のため、ヘルスケアポイントを用いた大規模社会実証を行い、ICT健康モデル(予防)を確立。 ③ 多様で柔軟な働き方の確立・普及に向けた実証等を行い、新たなワークスタイル(テレワーク)を実現。 ④ 高齢者がICTを使ってコミュニティで活動できる社会環境を実現するための実証を行い、ICTリテラシーの向上を推進。 【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数: 6件 【成果指標(アウトカム)】 ・医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの確立等	0089
(12)	情報セキュリティの高度化に関する調査研究 (平成16年度)	55百万円 (49百万円)	55百万円	57百万円	1, 19	最新の情報セキュリティ脅威や不安解消対策に関する動向調査及び不安解消対策の推進、及び電子署名及び認証業務に関する調査研究。 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究件数: 4件 【成果指標(アウトカム)】 ・電子署名や認証業務、情報セキュリティ等に関する幅広い調査研究を通じて、国民が安心・安全に利用できるネットワーク環境を実現する。	0090
(13)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証 (平成24年度)	377百万円 (334百万円)	2,850百万円	2,067百万円	1, 7	ICTを活用した新たな街づくりの早期実現に向けて、地方公共団体や民間企業等に対する委託事業として地域実証プロジェクトを実施し、成功モデルや普及展開のためのプラットフォーム構築に向けた取組等を推進。 【活動指標(アウトプット)】 ・地域実証プロジェクトの実施件数: 4件 【成果指標(アウトカム)】 ・ICTを活用した街づくりの普及展開による地域が複合的に抱える課題の解決。	0091

(14)	ビッグデータ・オープンデータの活用の促進 (平成25年度)	—	—	599百万円	1, 16	農業の生産性向上や社会インフラの維持管理等の社会的課題にセンサ等を用いてビッグデータ(※)・オープンデータを収集し、これらを活用して解決する仕組みや環境を構築・実証する。 ※ スマートフォンやSNS、多様なセンサー等から収集される多種多量なデータ 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数: 8件 【成果指標(アウトカム)】 ・ビッグデータ・オープンデータの利活用推進による社会的課題の解決モデルの策定	0092
(15)	災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業 (平成25年度)	—	—	1,200百万円	1	準天頂衛星等によるG空間情報を利用した避難誘導や新産業創出のための実証として、以下のものを実施。 ①波浪計のデータ等を利用した津波等の災害予測及び情報伝達に関する実証 ②都市災害時の地下街等閉鎖空間における情報伝達の実証 ③山間部や過疎地等における豪雨・洪水の迅速把握及び情報伝達の実証 ④高精度測位やビッグデータを活用したネットワークロボットに関する実証 ⑤3次元地図等を利用したバリアフリーナビの実現に関する実証 【成果指標(アウトカム)】 ・産官学が連携し、G空間情報を活用して世界最先端の防災モデルや先進的・先導的な事業モデルを構築することにより、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図る。	0093
(16)	我が国のICT産業の国際競争力強化に向けたグローバル展開の推進 (平成25年度)	—	—	700百万円	1	国際的にも優れた我が国のICTシステムのうち、①水をはじめとする生活資源管理システム、②医療・健康分野のICTシステム・パッケージ、③災害に強い地理空間情報活用モデルの3システムを中心に、海外における導入可能性調査、実証実験等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験実施件数: 7件 【成果指標(アウトカム)】 ・実証実験を行ったシステムの相手国への導入に向けた協議等が具体化した数: 7件	0094
(17)	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業 (平成25年度)	—	1百万円	2,099百万円	1, 4	クールジャパン推進に向けた放送コンテンツ海外展開の促進のため、日本の放送局や番組製作会社等が、異業種を含む周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築、地域の活性化などを目的とした放送コンテンツを製作し、継続的に発信するためのモデル事業を実施。 【活動指標(アウトプット)】 ・放送コンテンツの製作及び発信に係る支出額: 21億円 【成果指標(アウトカム)】 ・発信された放送コンテンツの量(時間数): 234時間	0095
(18)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)	—	—	2,130百万円	1	東日本大震災をはじめ、深刻な災害(地震、台風、豪雨、竜巻等)が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、公衆無線LANの整備やネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような情報通信環境を構築する。 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数: 155件 【成果指標(アウトカム)】 ・災害時等に不可欠なコミュニケーションが切断されないような強力なネットワークを形成する。	0096
(19)	4K・8Kを活用した放送・通信分野の新事業支援 (平成25年度)	—	—	1,549百万円	3	4K・8Kを活用した次世代の放送・通信サービスの早期実現に向けて、サービスの伝送路(衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV)ごとに想定されるシステムの具体化やサービス等の検討や実証を行う。 また、医療、教育等の分野における4K・8K、スマートテレビ等の高度な放送・通信連携サービス等の利活用策の推進を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・4K・8Kやスマートテレビ等の次世代放送・通信の早期実用化・普及を図り、4Kは2014年に、8Kは2016年に試験的放送の開始を目指す。 【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kやスマートテレビ等の次世代の放送・通信サービスに係る世界最先端の技術を実装した、対応受信機・端末等の国内需要を回復するとともに、グローバルシェアの拡大を実現。	0097

(20)	地域公共ネットワーク等強じん化事業 (平成24年度)	—	11,999百万円	6百万円	—	地方公共団体等の所有する地域の地域公共ネットワークについて、防災目的での多重化を行い、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。さらに、これらに準ずるような公共性の高い民間事業者所有のネットワークについても、あわせて多重化等を行うために要する経費の一部補助を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:1件 【成果指標(アウトカム)】 ・災害時等に不可欠なコミュニケーションが切断されないような強力なネットワークを形成する。	0098
(21)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(地方) (平成18年度)	32百万円 (26百万円)	47百万円	46百万円	1	地域固有の実情を反映した地域情報化の推進のため、総合通信局により、これまで総務省が行ってきた補助事業等のうち優れたものや各地域での独自な取組等について普及展開活動等を実施。 【活動指標(アウトプット)】 ・地域におけるICT基盤・機器の環境整備方策、ICT活用の推進方策等の内容を包含する総合的な調査研究等を行うことにより、地域情報化を着実に推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・地域情報化に必要な環境、利活用、人材などの各段階の整合性や相乗効果を考慮した取組を総合的かつ一体的に実施することにより、地域情報化を効率的・効果的に推進する。	0102
(22)	先導的教育システム実証事業 (平成26年度)	—	—	550百万円	10	教育分野においてICTを活用するにあたり、高コスト(端末等の設置・管理)のシステム、教材・学習履歴の分散保存、シームレスな学習・教育環境が未構築等の課題を解決するため、クラウド等の最先端の情報通信技術を柔軟に取り入れ、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証研究を実施。 【活動指標(アウトプット)】 ・教育分野におけるクラウド導入を促進するための導入手法の確立と普及に向けて、実証を踏まえた、教育・学習用クラウドプラットフォームの技術仕様及びクラウド導入のためのガイドラインを作成、公表する:3地域 【成果指標(アウトカム)】 ・教育分野における、クラウド等の最先端の情報通信技術活用についての実証を行い、教育・学習用クラウドプラットフォームの技術仕様の標準化を行う。	新26-0012
(23)	サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)	—	—	450百万円	1, 21	標的型攻撃等の巧妙化・複合化するサイバー攻撃に対する防御モデルの確立に向け、新たなサイバー攻撃に対する解析・防御モデルの検討及び実践的な演習を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・サイバー防御演習の開催回数:7回 【成果指標(アウトカム)】 ・我が国における情報セキュリティ対策基盤を強化し、国民が安心・安全に利用できるネットワーク環境を実現する。	新26-0013
(24)	G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームの構築に係る実証) (平成26年度)	—	—	800百万円	1, 17	関係府省及び官民による推進体制の下、実証実験等を実施し、官民が保有する地理空間情報(G空間情報)を自由組み合わせて利活用できる「G空間プラットフォーム」に必要となる機能を検証し、「地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日 閣議決定)」に謳われている「地理空間情報の共有・提供を行う情報センター」の整備に貢献。 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運営指針等の作成数:2件 【成果指標(アウトカム)】 ・日本国内外どこからでもアクセス可能となるオープンなプラットフォームを通じて、信頼性の高いG空間情報が提供され、民間や個人が保有するデータと自由に組み合わせる利活用でき、新産業・新サービスが創出される社会の実現	新26-0014

(25)	G空間プラットフォーム構築事業(官民連携型共通空間基盤データベースの開発・実証) (平成26年度)	—	—	250百万円	1, 17	「G空間×ICT推進会議」報告書(平成25年6月)の提言等を踏まえ、関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、官民連携による共用地図データを継続的・効率的に維持・管理するモデル(官民連携型共通空間基盤データベースの構築)を検証し新産業・新サービスが創出される社会の実現を目指す。 【活動指標(アウトプット)】 ・データベースにかかるシステム実装詳細仕様書を含む報告書作成数:1件 【成果指標(アウトカム)】 ・官民連携型共通空間基盤データベースをはじめ日本国内外どこからでもアクセス可能となるオープンなプラットフォームを通じて、信頼性の高いG空間情報が提供され、新産業・新サービスが創出される社会を実現	新26-0015	
(26)	パーソナルデータの適正な利活用を促進するための環境整備に係る実証実験 (平成26年度)	—	—	130百万円	1, 20	①個人の認証情報(ID)及び属性情報(パーソナルデータ)に関するデータ連携を複数のサービス間で高信頼に実現する仕組み(トラストフレームワーク)の調査を実施。 ②スマートフォン上のアプリケーションについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているか第三者が検証する仕組みが、民間において速やかに構築されるよう、第三者検証に必要な技術的課題等を検討し、プロトタイプシステムによるフィールド実証を実施。 【活動指標(アウトプット)】 ・調査等件数:2件 【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナルデータの利活用と個人情報・プライバシー保護との両立を可能とする環境整備を進めるため、①我が国におけるトラストフレームワークの仕組みの実現、②スマートフォンの安全・安心な利用環境の実現を図る。	新26-0016	
政策の予算額・執行額		13,819百万円 (11,805百万円)	34,686百万円	7,780百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第一 総論 第二 3つのアクションプラン
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑪)

政策 ^(※1) 名	政策11：放送分野における利用環境の整備				担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 奈良 俊哉
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化に対応するために、放送制度の必要な見直しを検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。また、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会（NHK）へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。				政策評価実施 予定時期	平成27年8月		
施策目標	測定指標		基準（値）		目標（値）		測定指標の選定理由及び目標（値）（水準・目標年度）の設定の根拠	
				基準年度		目標年度		
放送を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図ること	1	放送制度の在り方についての検討	放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、経営基盤強化計画の認定に係る制度を創設し、認定放送持株会社（※）の認定の要件を緩和するとともに、日本放送協会（NHK）による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務についても規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ※ 経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を経営の選択肢とするために導入された制度。	25年度	社会経済状況の変化等に対応するために、放送事業者の経営基盤強化や放送サービスの多様化等に関し、必要な制度について検討する。	26年度	地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営環境が悪化していることから、自らの経営基盤の強化に取り組む事業者の放送が、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして引き続き存続できるよう、制度的な支援を行うことは喫緊の課題であるため、指標として設定。	
総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること	2	臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施	大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局（※）を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。 ※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波（FM）放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。	25年度	機器設備の総合通信局等において、少なくとも2回の送信点調査、運用訓練等の実施。	26年度	東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したところであるが、大規模災害時において避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供のためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施について指標として設定。	
我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること	3	テレビ国際放送の受信環境整備状況	放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。	25年度	引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、受信環境の整備を一層推進する。	26年度	NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備（現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等）を推進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】各年度の受信可能世帯数 平成25年度：約1億9000万世帯 平成24年度：約1億6000万世帯 平成23年度：約1億5000万世帯 【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成26年度：約214.4億円（予算額） 平成25年度：約205.0億円（決算額）（平成26年12月1日追記） 平成24年度：約188.1億円（決算額）	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	63百万円 (58百万円)	60百万円	55百万円	1	放送が今後も基幹メディアとしての役割を適切に果たすため、国民視聴者や事業者の具体的なニーズを踏まえ、制度見直し等について検討・実施するため、多様なニーズや国内の市場動向、諸外国における動向等について調査・分析等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・完全デジタル放送時代における政策課題に関する調査・分析等の実施(参考:「調査研究の実施項目数」:4項目) 【成果指標(アウトカム)】 ・放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。	0104	
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)	3,398百万円 (3,398百万円)	3,398百万円	3,956百万円	3	放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送を行うことを要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。 【活動指標(アウトプット)】 ・テレビ国際放送の受信環境整備状況 【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。	0105	
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)	—	—	13百万円	2	臨時災害放送局用機器を総合通信局等へ配備し、配備総合通信局等管内の各自治体等の協力の下、適切な送信点の策定や運用訓練の実施により、災害発生時において、自治体の迅速な臨時災害放送局開設を可能とする。 【活動指標(アウトプット)】 ・臨時災害放送局用貸出機器の購入:3台 【成果指標(アウトカム)】 ・送信点調査、運用訓練の実施:2回×3局＝6回	新26-0017	
政策の予算額・執行額		3,554百万円 (3,543百万円)	3,457百万円	3,524百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑫)

政策 ^(※1) 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備				担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 移動通信課 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田 博史
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。						政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				基準年度		目標年度		
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	1	OECD加盟国におけるブロードバンド料金（単位速度あたり料金）のランキング ＜アウトカム指標＞	1位（2012年9月時点。2013年7月公表）	25年度	1位を引き続き維持	26年度	公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、料金の低廉化・サービスの多様化が一層進展すると期待されることから、指標として設定。 （参考） OECD加盟国におけるブロードバンド料金（単位速度当たり） ：2位（2010年9月時点。OECD白書2011）	
	2	公正な競争促進に向けた取組状況	・平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 ・平成26年2月、NTT東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 ・モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。 ※MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者	25年度	・電気通信事業分野における平成25（2013）年度の競争状況について、平成26年夏項目途に評価を公表。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。	26年度	電気通信市場の動向調査等の結果を踏まえ電気通信事業分野の競争状況の評価を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。	
	3	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	・2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。 ・公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。	25年度	・関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	26年度	低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは世界最高水準のインフラの実現につながるから、指標として設定。	
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	4	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ＜アウトカム指標＞	99.9% （平成26年3月末時点） （平成26年12月1日追記）	25年度	対前年度増	26年度	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率は、高速ブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。 【参考】 （平成24年度値） 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率：約99.4% 超高速ブロードバンドサービス利用率：約48.1% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率：約20.3%	
	5	超高速ブロードバンドサービスの利用率 ＜アウトカム指標＞	固定系：51.2% 移動系：42.6% （平成26年3月末時点） （平成26年12月1日追記）	25年度	固定系・移動系合わせて年10%程度増加	26年度	（平成23年度値） 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率：約97.3% 超高速ブロードバンドサービス利用率：約44.7% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率：約3.6%	

電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	25年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考】 （平成25年度値） 行政指導（警告メール） 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件 （平成24年度値） 行政指導（警告メール） 約5,500通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 8件 （平成23年度） 行政指導（警告メール） 約5,000通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 10件
	7	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。	25年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。	26年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考（各年度の相談件数）】 平成24年度：6,811件（平成25年度値は8月～9月公表予定） 平成23年度：7,873件 平成22年度：8,421件
通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	8	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月にとりまとめ。	25年度	電気通信事業法の改正等を実施。	26年度	事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、制度見直し等の実施を指標として設定。
	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	108台 （平成25年度値）	25年度	90台	26年度	市場調査を行う特定無線設備等の台数、MRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、通信機器の技術基準の適合性を確保することに資するため、指標として設定。 【参考】 （平成24年度値） 市場調査機器台数：127台 ・MRA国際研修会参加者数：121人
	10	MRA国際研修会の参加者数 ※MRA（Mutual Recognition Agreement）：相手国（欧州等の外国）向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国（日本）で実施することを可能とする二国間の協定	159人 （平成25年度値）	25年度	135人	26年度	（平成23年度値） 市場調査機器台数：83台 ・MRA国際研修会参加者数：93人
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。	25年度	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	26年度	安全運転支援のための車車間通信等の相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境を実現することになるため、指標として設定。

ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	12	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅	約500MHz幅	22年度	2000MHz幅	32年度	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅の増加は、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、設定(平成22年11月)。 【参考】 610MHz幅（平成25年度値）	
	13	無線通信技術の高度化等に対応した電波政策の見直し	「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を開始。	25年度	電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について、平成26年中に結論を得る。	26年度	近年の電波利用技術の高度化、高齢化等の社会構造の変化等を踏まえ、電波政策を見直すことは、電波を利用する情報通信基盤の利用環境の維持・改善に資することから、指標として設定。	
	14	第4世代移動通信システム※用周波数の割当て ※3.9世代移動通信システム(LTE)の後継となる次世代移動通信システムであり、光ファイバ並み(最大1Gbps)の高速通信を実現可能とするもの。	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開ヒアリングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。	25年度	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を夏頃までに策定。平成26年内に3.4GHzから3.6GHzまでの最大200MHz幅の周波数の割当てを実施。	26年度	第4世代移動通信システム用の周波数の割当ては、日本再興戦略に示されているとおり、世界最高レベルの通信インフラの実用化に資するものであり、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、指標として設定。	
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額)(※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
			24年度	25年度	26年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)		147百万円 (118百万円)	140百万円	145百万円	1, 2, 3	ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化等に対応した規制の在り方等について検討するため、必要な調査を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・外部有識者から構成される「競争評価アドバイザリーボード」を開催し、調査研究等の結果を基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ公表。 ・調査研究の結果を審議会等の基礎資料等として活用し、制度見直し等の検討に資する。 【成果指標(アウトカム)】 ・規制の導入に必要な法令などの整備や電気通信サービスの健全な発展の促進等、電気通信事業分野の環境整備に資する。	0106
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)		254百万円 (217百万円)	285百万円	421百万円	6, 7	電気通信サービスが高度化・多様化する中、電気通信サービスの進展に対応して、安心・安全に利用できる環境を整備するため、迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・各相談センターの運営による情報収集や各調査研究の成果を各施策の検討に活用することにより、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。	0108

(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	68百万円 (52百万円)	65百万円	53百万円	8, 9, 10	電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策のための調査研究や特定無線設備等の技術基準への適合性を確認する。 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う特定無線設備等の台数:90台 ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:135人 【成果指標(アウトカム)】 ・電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図る。	0110
(4)	情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)	2,365百万円 (1,343百万円)	1,124百万円	1,206百万円	4, 5	公共分野における利活用に資する超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的として、条件不利地域を含む地域において整備事業を行う市町村又はその連携主体に対して、その事業費の1/3(離島は2/3)を補助する。 【活動指標(アウトプット)】 ・平成25年度の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率:1%程度増加 【成果指標(アウトカム)】 ・平成25年度の超高速ブロードバンドサービスの利用率:固定系・移動系合わせて10%程度増加	0111
(5)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)	—	—	800百万円	4, 5	地方公共団体が離島の超高速ブロードバンドを実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の2/3を補助する。 【活動指標(アウトプット)】 ・離島海底光ファイバ等整備事業完了団体:1 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用者数:4	0112
(6)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)	6百万円 (5百万円)	8百万円	8百万円	6, 7	地域における電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らし、電気通信事業者や消費生活センター等関係者との連絡会の開催、青少年のインターネットリテラシー向上のためのPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の体制の構築、e-ネットキャラバン等の周知啓発活動を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・地域特性に応じた電気通信サービスの安心・安全な利用環境を整備する。	0114
(7)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)	—	—	210百万円	11	実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。 【活動指標(アウトプット)】 ・車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの通信プロトコルの策定 【成果指標(アウトカム)】 ・車と車、車と人等をつなぐ高度な無線通信技術を活用した安全運転支援システムの早期実用化	新26-0018

政策の予算額・執行額	4,617百万円 (2,713百万円)	5,872百万円	1,562百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (2)2020オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組
					日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
						平成26年6月24日改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
					観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014	平成26年6月17日	1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興 (2)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑬)

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳
政策の概要	電波利用公益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用公益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用公益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。								政策評価実施予定時期	平成29年8月
施策目標	測定指標		基準（値）		目標（値）		年度ごとの目標（値）			測定指標の選定理由及び目標（値）（水準・目標年度）の設定の根拠
							年度ごとの実績（値）			
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度		
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	1	重要無線通信妨害への措置率	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%
							—	—	—	
	2	総合無線局監理システムの稼働率（計画停止を除く。）	99%	25年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保。			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率（計画停止を除く。） 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%
							—	—	—	
	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率	70%	25年度	73% （平成26年度から平成28年度の平均）	28年度	73%（3カ年平均）			無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%
							—	—	—	
	4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点	8.0 （最大10.0）	25年度	7.5 （最大10.0）	28年度	7.5点	7.5点	7.5点	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9
							—	—	—	
	5	標準周波数の精度（周波数標準値に対する偏差）	1.0×10 ⁻¹³ （10兆分の1）以内	25年度	1.0×10 ⁻¹² （1兆分の1）以内	28年度	1.0×10 ⁻¹² （1兆分の1）以内	1.0×10 ⁻¹² （1兆分の1）以内	1.0×10 ⁻¹² （1兆分の1）以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。
							—	—	—	

	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数	3,312件	25年度	周知啓発活動の実施件数を3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標とし、設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
	8	安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数 (平成26年12月1日追記「参加人数」)	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。 【参考】 平成25年度開始事業
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	9	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均	課題設定型：4.2(最大5.0) 課題提案型：－(最大30.0)	25年度	課題設定型：3.5(最大5.0) 課題提案型：18.0(最大30.0)	28年度	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施予定
	10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計)	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局
	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線：40.6% 市町村防災行政無線：37.6%
	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合	43.7% (平成26年12月1日追記)	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	平成23年度実績 消防・救急無線：11.6%、 市町村防災行政無線：30.3%
	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)<アウトカム指標>	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。)。 【参考】 平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、測定指標である、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)の集計基準を変更したため、単純に過去の実績と比較することができない。

14		地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)			地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万人 平成23年度実績 16.1万人
							—			
15		AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFＭ中継局整備率	0%	25年度	100%	30年度	5%	30%	60%	今後5年程度を目途として、AM放送等において生じている難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴）を解消するためのFＭ中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFＭ中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
							—	—	—	
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額)（※2）			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)			平成26年行政事業 レビュー事業番号
			24年度	25年度	26年度					
(1)	電波の監視等に必要な経費 (平成5年度)		5,657百万円 (5,466百万円)	5,650百万円	6,520百万円	1	航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを実施する。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間 ※混信・妨害申告件等の状況により変動するため、当初の見込値を設定できないもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率 100% ※措置とは、申告を受け、確認、現地調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。			0116
(2)	総合無線局監理システムの構築と運用 (平成5年度)		6,628百万円 (6,346百万円)	8,698百万円	8,942百万円	2, 3	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30～60万件)を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。 【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監理システムによる無線局免許申請等処理件数(年間) 【成果指標(アウトカム)】 ・システム稼働率(年間稼働率99%以上) ・電子申請率(無線局の免許／再免許申請)の向上(政府目標:平成25年度末時点で70%以上):73%(26～28年度3カ年平均)			0117
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)		838百万円 (630百万円)	752百万円	771百万円	4	我が国国民の安心安全のため、(1)WHO優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2)生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、(3)ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点:7.5点 【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の国民が継続的に安心して電磁波を利用できる環境を確保するため、WHO及び調査研究の結果を受けて、現行の防護指針(安全基準)の見直し等の対応を行う。			0118

(4)	電波再配分対策 (平成23年度)	30百万円 (10百万円)	30百万円	15百万円	10	パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めたため、免許の有効期間到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。 このため特定周波数終了対策業務により、これらの利用者に対して無線設備の残存価値等について給付金として支給し、早期の無線局廃止を促進することにより、円滑な周波数再編を確保する。 【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:640局 ・給付金制度啓発局数:1,600局 【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の無線局の使用期限である平成27年11月30日に向けて、本事業の活用によるパーソナル無線の廃止を推進する(平成27年度パーソナル無線の廃止)。	0119
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)	-	108百万円	5,752百万円	11, 12	周波数使用期限が定められているアナログ方式による消防・救急無線のデジタル化及び市町村防災行政無線のデジタル化を一体で整備する市町村に対し、国が整備費の一部を補助することにより、全国的にデジタル化を促進し、新たな無線需要に即応するため、空いた周波数帯の再編の加速化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:消防・救急無線のデジタル化16件、市町村防災行政無線のデジタル化10件 【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の増加を図る。 消防・救急無線のデジタル化着手752市町村、市町村防災行政無線のデジタル化870市町村以上(ともに、平成28年度の目標値)	0120
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)	3,580百万円 (2,515百万円)	1,967百万円	2,111百万円	13	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局建設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:基地局73件、伝送路12件 【成果指標(アウトカム)】 ・平成25年度11月末時点、居住地域のうち携帯電話サービスエリア外人口3.9万人のうち、要望なしを除くエリア外人口3.4万人の早期解消を目指す。そのため、平成26年度から平成28年度までの間に携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口を1.7万人程度の解消を目指す。	0121
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)	34,534百万円 (33,975百万円)	33,705百万円	29,957百万円	14	地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成25年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。 【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:112局 ・デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所 【成果指標(アウトカム)】 ・地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了):デジタル難視聴世帯に対する恒久対策の終了	0122
(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)	2,000百万円 (1,492百万円)	3,645百万円	3,809百万円	13	高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:51件 【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル(500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数):1,388(累積) ・鉄道トンネル(平成23年度末時点で未整備の新幹線路線の対策区間長)881km(累積)	0123

(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)	190百万円 (151百万円)	200百万円	205百万円	6, 7, 8	電波が人体や医療機器等に与える影響について、情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 民間ボランティアに電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 スマートフォンの急速な普及による移動体通信量の増大に対処するため、無線LANの安全・効率的な利用及び提供に関する方策を周知啓発することで、電波の能率的かつ安全な利用を確保する。 【活動指標(アウトプット)】 ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:3,000件 ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数:5回、500名 (平成26年12月1日追記「参加人数」) 【成果指標(アウトカム)】 ・電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について、国民に対してわかりやすい形での情報提供を図る。	0124
(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)	12,231百万円 (11,453百万円)	12,834百万円	10,671百万円	9	周波数のひっ迫状況を緩和するため、おおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。また、周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減につなぐ、無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、国際機関等と調整を図るとともに、実証試験やその結果の分析を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・知的財産の出願・登録:142件(平成26年12月1日追記) ・外部発表(論文掲載、報道発表等):302件(平成26年12月1日追記) ・国際会議等への寄与文書:67件(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業に共通の目標を設定することは困難であることから、間接的な指標として、移動通信分野のトラフィック増加等による周波数需要拡大に対応するため、携帯電話等の周波数確保の目標を設定(平成22年における目標):800MHz(平成27年度)	0125
(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)	499百万円 (446百万円)	496百万円	510百万円	5	国家標準である標準周波数を定め、標準電波を発射し、無線局の周波数の校正等が行われることにより、無線局の適正な運用を図る。標準電波送信所の2局体制による安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波を発射することによって高精度な周波数等を提供する。 【活動指標(アウトプット)】 ・2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波を発射することによって高精度な周波数等を提供する。 【成果指標(アウトカム)】 ・周波数安定度:1.0×10^{-12} (成果指標である周波数安定度とは、独立行政法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。)	0126
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)	—	—	1,180百万円	15	ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数:13局 【成果指標(アウトカム)】 ・公共的な責務を果たすため、周波数の有効利用を図りつつ、ラジオ放送において生じている難聴を解消する。	新26-0019

政策の予算額・執行額	70,408百万円 (66,213百万円)	71,625百万円	69,500百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P26)
					日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。(平成25年6月14日版 P44)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑭)

政策 ^(※1) 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進				担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 巻口 英司
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互恵関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献する。						政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	1	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	31回	21年度～25年度	日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画及び日仏ICT政策協議などの2国間での意見交換の実施(31回程度)。	26年度	国際会議への参画及び意見交換における協議・交渉を通じて国際的な課題解決のための協調及び貢献が行われるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回 平成21年度:10回	
	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数	27件 (政務レベル14件)	21年度～25年度	27件程度 (政務レベル14件程度)	26年度	ICT分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成25年度:29回(政務レベル20回) 平成24年度:21回(政務レベル12回) 平成23年度:38回(政務レベル11回) 平成22年度:27回(政務レベル13回) 平成21年度:21回(政務レベル15回)	
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	3	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	9回 (セミナー等) 4回 (ミッション団)	21年度～25年度	9回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団)	26年度	国内外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国のICT分野における国際展開支援に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回 平成21年度:セミナー6回、ミッション団2回	
	4	ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進。	21年度～25年度	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、相手国におけるモデルシステム（ICT防災システム等）の構築・運営（毎年度9回程度）を実施することにより、国際展開を推進。	32年度	ICT海外展開の推進におけるモデルシステム構築・運営の実施は、ICT産業の国際競争力強化に資するため、指標として設定。 （目標は経協インフラ戦略会議において設定されたものに準拠している。） 【参考】 平成25年度:8回 平成24年度:6回 平成23年度:7回 平成22年度:12回 平成21年度:15回	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	122百万円 (89百万円)	150百万円	182百万円	1, 2	情報通信分野における各種国際会議への出席 ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議、国際機関が開催する国際会議 等 【活動指標(アウトプット)】 ・国際会議への参加を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。 【成果指標(アウトカム)】 ・国際会議への参加を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。	0127
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金 (昭和24年度)	902百万円 (902百万円)	520百万円	614百万円	1	国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第28条に基づく構成国の義務として負担するもの。 【活動指標(アウトプット)】 ・国際機関への貢献を通じて、我が国の方針の反映及びプレゼンスを向上させる。 【成果指標(アウトカム)】 ・国際機関への貢献を通じて、我が国の方針の反映及びプレゼンスを向上させる。	0128
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出 (平成13年度)	31百万円 (31百万円)	30百万円	36百万円	1	我が国もOECD加盟国として、セキュリティ、消費者保護、ICT利活用推進やそれに伴う新たな競争政策上の課題等の議論の場において、我が国国民の利益に資する政策提案を行うとともに、これらの課題解決に資する検討作業に貢献するため、財政上の支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・国際機関におけるプロジェクト実施等への貢献を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。 【成果指標(アウトカム)】 ・国際機関におけるプロジェクト実施等への貢献を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。	0129
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金 (昭和54年度)	185百万円 (185百万円)	190百万円	225百万円	1	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)に資金を拠出し、ICTの急速な高度化等に対応できる人材育成やアジア・太平洋域内のデジタル・ディバイドの解消を支援する。 【活動指標(アウトプット)】 ・国際機関に対する義務的経費及び同機関が行う研修やパイロットプロジェクト等に対する支弁し、支援する。 【成果指標(アウトカム)】 ・アジア・太平洋電気通信共同体(APT)に資金を拠出し、情報通信技術(ICT)の急速な高度化等に対応できる人材育成やアジア・太平洋域内のデジタル・ディバイド(情報格差)の解消を支援し、アジア・太平洋域内の先進国としての責務を果たす。	0130
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)	24百万円 (24百万円)	25百万円	29百万円	2	東南アジア諸国連合(ASEAN)の情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEAN加盟国の情報通信環境の改善に資する調査研究、パイロットプロジェクト、セミナー等を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・国際機関への資金の拠出を通じて国際機関が行う調査研究、パイロットプロジェクト等を支援する。 【成果指標(アウトカム)】 ・ASEANに日本の情報通信技術や知見を移転する。また、ASEANとの連携関係を築き、我が国のプレゼンス向上を図る。	0131
(6)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)	1,201百万円 (1,187百万円)	1,021百万円	943百万円	3, 4	我が国が国際的に強みを有するICTシステム(主要通信・放送インフラシステム、ICTを組み込んだ次世代インフラシステム)の国際展開を容易にするため、政府間におけるハイレベルの戦略的協調関係を構築する一方、企業の枠を超えたICT産業の国際展開方針の策定、モデルシステムの構築・運営(実証実験)、セミナーの開催等を戦略的に実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験実施件数: 6件 【成果指標(アウトカム)】 ・実証実験を行ったモデルシステムの相手国への導入又は導入に向けた協議等が具体化した件数: 6件	0132

(7)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)	116百万円 (103百万円)	161百万円	119百万円	1, 4	(1) 我が国の最先端のICT技術等を世界に発信するためのウェブサイト運営等を実施。 (2) 今後の情報通信分野の国際展開を検討する上で必須となる、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報の収集・分析および調査を行う。 (3) 情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、専門家からアドバイスを受けつつ、関係国の政策・規制動向の調査・分析を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信を通じてICTIに関する諸外国を理解向上を目指すもの及び、諸外国等の情報通信分野に関する情報の収集・分析等を通じて、情報通信政策の企画・立案等に資する。 【成果指標(アウトカム)】 ・外国への情報発信を通じてICTIに関する諸外国を理解向上を目指すもの及び、諸外国等の情報通信分野に関する情報の収集・分析等を通じて、情報通信政策の企画・立案等に資する。			0133
政策の予算額・執行額		2,866百万円 (2,771百万円)	2,282百万円	2,149百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	I. 基本理念 2 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて	
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第二 3つのアクションプラン 三. 国際展開戦略	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑮)

政策 ^(※1) 名	政策15:郵政民営化の確実な推進						担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他 6 課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 橋 泰文	
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合(UPU)への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。								分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できることを確保し、利用者利便を図ると共に、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図る。						政策評価実施 予定時期	平成28年8月			
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績(値)				
			基準年度		目標年度	26年度	27年度				
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	1	郵政民営化の着実な推進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立	24年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	27年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ国民の利便の向上に資することから、郵政民営化の着実な推進を指標として設定。また、郵政民営化の成果を国民が実感できるよう、上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進を目標として設定。		
							—	—			
	2	日本郵政グループの健全な業務運営等 ＜アウトカム指標＞	約24,000局 (郵便局数)	24年度	郵便局ネットワーク水準の維持	27年度	郵便局ネットワーク水準の維持	郵便局ネットワーク水準の維持	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局数(国会附帯決議) ・郵便差出箱の本数(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・郵便物の配達(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・送達日数達成率(日本郵便株式会社 平成26事業年度 事業計画)		
			約18万本 (郵便差出箱の本数)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持			
			月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持			
										—	—
			98.6% (送達日数達成率)	25年度	97%以上	26年度	97%以上	※平成27年度の送達日数達成率の目標値は、日本郵便株式会社 平成27事業年度 事業計画により発表される予定			
										—	—

信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入者数 ＜アウトカム指標＞	30者	25年度	信書便事業者の参 入者数の増加	27年度	信書便事業者の参入者数の増加	信書便事業者の参入者数の増加	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業への新規参入及び市場の拡大を指標として設定。
							—	—	【参考】 （平成25年度値） 新規参入者数 30者
	4	信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞	約100億円	24年度	信書便事業市場の 拡大	27年度	信書便事業市場の拡大	信書便事業市場の拡大	（平成24年度値） 新規参入者数 27者 市場規模 106億円
							—	—	（平成23年度値） 新規参入者数 30者 市場規模 91億円
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	5	二国間・多国間政策協議等への参画	4回	25年度	4回以上	27年度	4回以上	4回以上	環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行うためには、政策協議を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集する必要があることから、指標として設定。
							—	—	【参考】 （平成25年度値） 参画回数 4回
							—	—	（平成24年度値） 参画回数 0回
							—	—	（平成23年度値） 参画回数 0回
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	6	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数	1か国	25年度	1か国以上	27年度	1か国以上	1か国以上	グローバルレベルでの郵便業務の改善を図るためには、郵便業務の近代化を進めようとする新興国・途上国との具体的な関係構築が必要となることから、指標として設定。
							—	—	【参考】 （平成25年度値） 協議国数 1カ国
							—	—	（平成24年度値） 協議国数 0カ国
							—	—	（平成23年度値） 協議国数 0カ国
万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	7	UPU活動への人的貢献 （職員の派遣数）	2名	25年度	2名以上	27年度	2名以上	2名以上	UPUにおいて我が国の施策を反映し、利用者利便の向上及びグローバルレベルでの郵便業務の改善を図る観点から、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。
							—	—	【参考】 （平成25年度値） 職員派遣数 2名
	8	重要議案における我が国方針の達成率	95.57%	25年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	27年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	（平成24年度値） 職員派遣数 2名
							—	—	（平成23年度値） 職員派遣数 2名

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	88百万円 (59百万円)	81百万円	71百万円	1～4	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督及び検査等を行うとともに、必要な調査等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・政策判断の基礎資料となる調査研究の実施件数:5件 【成果指標(アウトカム)】 ・日本郵政グループ等及び信書便事業者の適正な業務運営の確保。郵政3事業の健全な発展。	0135
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)	51百万円 (33百万円)	46百万円	47百万円	5、6	国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、万国郵便連合(UPU)等の関係諸国会合へ積極的に参画するとともに、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等の調査を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・政策判断の基礎資料となる調査研究の実施件数:2件 【成果指標(アウトカム)】 ・郵政行政に係る国際関係の円滑な推進のため、国民の利益確保の観点からの確な政策立案に資する。	0136
(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)	281百万円 (267百万円)	222百万円	270百万円	7、8	UPU憲章21条及びアジア太平洋郵便連合憲章第12条に基づく加盟国の義務として、連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害・環境対策の強化を支援することを目的として、財政的支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・加盟国の責務として分担金・拠出金の負担実施件数:UPU分担金:1、APPU分担金:1、UPU拠出金:1 【成果指標(アウトカム)】 ・郵便業務に関する国際政策形成に当たって我が国の政策を反映させ、利用者利便の向上及びグローバルレベルでの郵便業務の改善。	0137
(4)	日本型郵便インフラシステムの海外展開事業 (平成25年度)	-	1百万円	119百万円	6	郵便の近代化・高度化について我が国との協力関係が確認できた国の一部地域(2～3都市)等を対象に、現地への日本の郵便専門家の派遣・現地郵便局員の日本への受入れによる郵便業務ノウハウの提供等を通じた郵便改革の効果・可能性調査を実施。 【活動指標(アウトプット)】 ・開発途上国等への郵便業務ノウハウ提供等を通じた郵便改善の効果・可能性を、複数回にわたる技術指導や、指導結果を踏まえた分析・検証等により実施する総合的な調査の件数:1件 【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究を行った相手国において、日本型郵便インフラシステムの提供・輸出に関する本格的な技術的支援を開始した件数:1件	0138
政策の予算額・執行額		423百万円 (357百万円)	409百万円	389百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 施政方針演説等の名称 第186回国会(常会)における総務大臣所信表明	年月日 (衆議院総務委員会) 平成26年2月17日 (参議院総務委員会) 平成26年3月11日 関係部分(抜粋) 郵政事業は、明治四年以来、地域に根ざし、ユニバーサルサービスを日本の隅々まで提供し、国民の安心を守ってまいりました。郵政事業のユニバーサルサービスを保つ、四月から取扱いが始まる新たな学資保険など、郵政民営化の成果を国民の皆様が実感していただけるよう取り組んでまいります。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開について、一月にミャンマーを訪問した際の成果を基に、取組を一層加速してまいります。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑬)

政策 ^(※1) 名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進					担当部局課室名		大臣官房総務課管理室		作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬徳幸	
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること									分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の追悼について国民の理解を深めるとともに、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。										政策評価実施 予定時期	平成29年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績(値)					
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度				
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めること	1	戦災に関する展示会の来場者数	1,222名	20～25年度実績から推計	1,200名	26年度	1,200名			戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定（平成20～25年度の傾向から推計した26年度の実績者数を基準として目標値を設定）。 【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、前年度比約2.5倍と大幅に上回る実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了することを検討。		
							—					
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	2	所蔵資料の総合的な目録の作成	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	—	所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の作成は、関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。		
							—	—	—			
	3	平和祈念展示資料館の来館者数	51,308名	25年度	50,000名	28年度	40,000名	50,000名	50,000名	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、指標として設定。 【参考:過去の来館者数】 平成23年度:59,302名 平成24年度:54,132名 平成25年度:51,308名 ※平成26年度については、常設展示のレイアウト変更に伴う閉館（約2か月）を踏まえ、目標値から2割を減じた40,000人を設定。		
							—	—	—			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号		
		24年度	25年度	26年度					
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)	6百万円 (4百万円)	6百万円	6百万円	—	引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)を都道府県に交付。 【活動指標(アウトプット)】 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)の交付件数	0140		
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費 (昭和54年度)	200百万円 (193百万円)	180百万円	159百万円	—	先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、看護婦として勤務された方々に対し、勤務期間に応じて慰労給付金(3年以上の戦地勤務期間があって、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)の支給又は書状の贈呈を行っている。(※書状の贈呈については平成25年度をもって終了した。) 【活動指標(アウトプット)】 慰労給付金の支給件数	0141		
(3)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)	45百万円 (3百万円)	57百万円	114百万円	—	埋没不発弾等の探査発掘を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1を交付(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数(交付金に関する問合せ件数)	0142		
(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費 (昭和52年度)	27百万円 (26百万円)	27百万円	23百万円	1	政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給及び先の大戦における一般戦災死没者の追悼に関する調査や展示会の実施。 【活動指標(アウトプット)】 戦災に関する展示会の来場者数:1,200人 (展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、間接的な指標として設定)※26年度をもって終了することを検討。 【成果指標(アウトカム)】 戦災に関する展示会の来場者数:1,200人	0143		
(5)	一般戦災総合データベース整備経費 (平成15年度)	7百万円 (2百万円)	7百万円	7百万円	—	一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災に関する収集資料等を電子情報化し、整理する。	0145		
(6)	平和祈念事業経費 (平成22年度)	467百万円 (464百万円)	401百万円	370百万円	2、3	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用を行う。 【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数:40,000人 【成果指標(アウトカム)】 平和祈念展示資料館の来館者数:40,000人	0146		
政策の予算額・執行額		757百万円 (698百万円)	679百万円	678百万円	政策に関係する内閣 の重要政策(施政方針 演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						—	—	—	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26－⑰)

政策 ^(※1) 名		政策17: 恩給行政の推進					担当部局課室名	総務省政策統括官（恩給担当）室 恩給企画管理官室、恩給審査官室、恩給業務管理官室	作成責任者名	総務省政策統括官（恩給担当）付 恩給企画管理官 吉牟田 剛
政策の概要		恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】		高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。							政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標		測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
								年度ごとの実績(値)		
								26年度		
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	1	年度末における請求未処理案件比率（年度末における残件数／月間平均処理件数）	0.41か月分 （平成21～25年度の平均値）	21～25年度	0.45か月分以下	26年度	0.45か月分以下		「恩給業務の業務・システム最適化計画」を実施し、請求処理の迅速化を行ってきたところであるが、請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定（過去5年間の実績の平均値を基準とし、請求者の高齢化により書類の不備追完等に時間を要するなど、審査に要する時間が長くなる傾向にある業務実態等を踏まえて目標値を設定）。	
							—			
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	2	恩給相談電話混雑率	16.0％ （平成21～25年度の平均値）	21～25年度	18%以下	26年度	18%以下		恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定（過去5年間の実績の平均値を基準とし、受給者の高齢化により相談時間が長くなる傾向にある業務実態等を踏まえて目標値を設定）。	
							—			
	3	恩給相談者（来訪者）の満足度・納得度 ＜アウトカム指標＞	98.4％ （平成21～25年度の平均値）	21～25年度	97%以上	26年度	97%以上		恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定（過去5年間の実績の平均値を基準とし、業務実態等を踏まえて目標値を設定）。 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート	
—										
達成手段 （開始年度）			予算額(執行額) ^(※2)			関連する 指標 ^(※3)	達成手段の概要等 ^(※4)			平成26年行政事業 レビュー事業番号
			24年度	25年度	26年度					
(1)	恩給支給事業 （明治8年度）		544,019百万円 (543,585百万円)	481,796百万円	423,161百万円	1～3	恩給を受ける権利の裁定、恩給年額の改定及び恩給についての不服申立てに対する決定や裁決等に関する事務のほか、恩給及び互助年金等の支給事務 【活動指標(アウトプット)】 支給対象(恩給受給者数): 568千人 【成果指標(アウトカム)】 ①年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数／月間平均処理件数): 0.45か月分以下 ②恩給相談電話混雑率: 18%以下			0147
政策の予算額・執行額			544,019百万円 (543,585百万円)	481,796百万円	423,161百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
							—	—	—	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供					担当部局課室名	統計局総務課 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室	作成責任者名	統計局総務課長 佐伯 修司 政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 横山 均
政策の概要	・平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という。))に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成・提供を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					政策評価実施予定時期		平成28年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
26年度	27年度								
第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること	1	第Ⅱ期基本計画 ^(※) に基づく諸施策の推進状況	公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、国民の意見も反映しつつ第Ⅱ期基本計画に盛り込む諸施策を検討	25年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	27年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現を図ることは、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられている公的統計の有用性の向上に資することから、指標として設定。 ※第Ⅱ期基本計画は、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進することを目的として、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として策定されたもの。同計画においては、統計の有用性の確保・向上を目指し、統計の体系的整備を推進するため、統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上、経済・社会の環境変化への的確な対応等の視点に重点を置いた各種施策を政府一体となって推進することとしている。	
	2	第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率	96%	22年度	96%以上	27年度	88%以上	96%以上	第Ⅱ期基本計画は、正確な統計を効率的に作成するとともに、国民にとって有用性の高い統計を提供する等の諸施策を推進するものであり、計画全体の推進が重要な課題であることから、指標として設定（平成27年度は第Ⅱ期基本計画の計画期間の2年目に当たることから、第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）の計画期間の2年目に当たる平成22年度を基準として目標値を設定）。
	3	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合	75%	23年度	75%以上	27年度	75%以上	75%以上	統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録（登録された者を「登録調査員」という。）し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査（国勢調査を除く。）における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の量的測定指標として、任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定（直近に経済センサス・活動調査（国勢調査を除く最大規模の調査）が実施された23年度の数値を基準として目標値を設定）。
							—	—	
	4	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進する。	国際機関等へのデータ提供、国際会議での対応等のほか、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施	25年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	27年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	我が国の公的統計の質及び国際比較性を高めるためには、国際会議等への積極的な参加を行う等の国際協力が重要であることはもちろんであるが、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることも必要である。これまで統計の国際協力の総合的な推進に資するため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し、情報共有を図ってきたところであるが、同会議の活用方法を含め、情報共有の一層の推進が必要であることから指標として設定。
							—	—	

	5	基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合	87.5%	25年度	90%以上	27年度	90%以上 —	90%以上 —	統計委員会等からの答申において示された「今後の課題」に着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	6	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表する	99.7%	25年度	100%	27年度	100% —	100% —	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	7	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年（2011年）産業連関表の速報及び確報を遅滞なく公表する	産業連関表を作成するための基礎資料の作成・収集を行った上で、推計作業を開始	25年度	速報を平成26年12月目途、確報を平成27年6月目途でそれぞれ公表する	27年度	速報の公表（平成26年12月目途） —	確報の公表（平成27年6月目途） —	基幹統計の一つである産業連関表は、10府省庁で共管し、総務省が作成業務の総括等を担っている加工統計であり、国民経済計算の作成や経済波及効果の分析に不可欠とされる重要な統計であるため、予定しているスケジュールどおりの公表を、指標として設定。
オンライン調査の推進	8	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数	平成22年国勢調査において試行的に実施したオンライン調査（東京都のみ実施）の世帯総数に対する回答数約53万世帯	22年度	全国規模でオンライン回答を可能とする、また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上とする。	27年度	— —	全国規模でオンライン回答を可能とする、また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上とする。 —	平成27年国勢調査は、全国約5100万世帯を対象とする大規模周期調査で、今回全国規模でオンライン回答を可能とする初めての試みであり、平成24年と平成25年に実施した試験調査の結果、平成24年が25%、平成25年が23%と、どちらも20%を超えていることから、目標値を約1000万世帯以上に設定。
	9	平成26年経済センサス - 基礎調査のオンライン調査における回答数	平成24年経済センサス - 活動調査におけるオンライン調査（複数事業所を有する企業のみ実施）の対象数約23万企業 また、そのうちオンライン回答を行った企業の割合約8%	24年度	オンライン調査の対象範囲を、全国すべての事業所・企業（約448万企業）に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁（10%）以上とする。	26年度	オンライン調査の対象範囲を、全国すべての事業所・企業（約448万企業）に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁（10%）以上とする。 —	— —	平成26年経済センサス - 基礎調査は、全国約636万事業所（約448万企業）（推計値）を対象とする大規模周期調査で、今回調査で全企業にオンライン回答対象を拡大することで、全面導入を達成する。前回、複数の事業所を有する企業を対象に実施した平成24年経済センサス - 活動調査の結果、オンライン調査の対象企業数に対する回答割合が約8%であったことから、今回はそれを上回り二桁に到達することを目標値に設定。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	10	統計局所管統計について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数	864件	25年度	年間870件以上	27年度	年間870件以上 —	年間870件以上 —	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	11	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数	669件	25年度	年間670件以上	27年度	年間670件以上 —	年間670件以上 —	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用の促進（即ち年次報告書掲載件数の増加）が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。 【参考（実績件数）】 平成25年度：669件 平成24年度：409件 平成23年度：369件

12	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等統計データの利用件数	2,292万件	25年度	年間3,000万件以上	27年度	年間2,500万件以上	年間3,000万件以上	・統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれ、さらに25年度から、機械的に統計データを取得できるAPI機能の試行提供を開始し、飛躍的に統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標を設定（25年度実績以上））。 ・なお、平成26年度からAPI機能及び統計GIS機能の本格運用を実施するため、目標値は変動する可能性がある。
						—	—	
	13	統計局ホームページの総利用件数	25年度	年間4,500万件以上	27年度	年間4,000万件以上	年間4,500万件以上	・統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標を設定（25年度実績以上））。 ・なお、平成26年度から統計局ホームページの見直しを行う予定であるため、目標値は変動する可能性がある。
						—	—	
	14	総合統計書の刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか	25年度	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	27年度	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標—都道府県の指標—（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため指標として設定。
						—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	5,382百万円 (5,322百万円)	5,312百万円	5,381百万円	6、10、 11、13、 14	労働力調査、家計調査、小売物価統計調査(消費者物価指数)や、個人企業経済調査、科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査の実施及び結果の公表等の事業を実施。 【活動指標(アウトプット)】 統計調査の実施状況(経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているか。):7調査 【成果指標(アウトカム)】 統計調査の実施状況(統計データを遅滞なく公表しているか。):100%	0148
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年)	6,865百万円 (6,366百万円)	9,348百万円	9,313百万円	8～11	我が国の社会経済情勢の変化や地域構造を詳細に把握するために、大規模な各種統計調査を体系的に5年周期で実施。 【活動指標(アウトプット)】 統計調査の実施状況(経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているか。):2調査 【成果指標(アウトカム)】 統計調査の実施状況(経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているか。):100%	0149
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)	9,962百万円 (9,694百万円)	9,732百万円	10,247百万円	1～5、7	統計体系の整備のため、主に以下の事業を実施。 ・基本計画の推進による公的統計の体系的整備 ・国の統計調査業務に従事する都道府県職員(統計専任職員)の給与等の負担 ・統計調査員の確保対策、統計業務に従事する地方公共団体職員等への統計研修の実施 ・産業連関表の作成 ・経済協力開発機構等が実施する購買力平価算出への対応 【活動指標(アウトプット)】 基本計画の推進のためのワーキンググループ等会議の開催回数 【成果指標(アウトカム)】 オーダーメード集計又は匿名データの提供を実施する統計調査数	0150
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)	238百万円 (237百万円)	239百万円	273百万円	1～5	国際連合アジア太平洋統計研修所(以下、「SIAP」という。)は、国際連合(以下、「国連」という。)で唯一の統計研修の専門機関であり、昭和45(1970)年の設立以来、128か国・地域の約1万4,000人の政府統計職員に対し、研修を実施してきている。SIAPの事業運営は、国連アジア太平洋経済社会委員会加盟国・準加盟国からの分担金、講師派遣等の現金・現物寄与、国連人口基金等の国際機関からの資金提供などにより行われており、上記の目的を達成するため、我が国もSIAPの招請国政府として、現金寄与(国連アジア統計研修援助計画分担金の拠出)及び現物寄与(施設、コンピュータ等の提供)を実施している。 【活動指標(アウトプット)】 研修コース数及び研修生数	0151
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年度)	754百万円 (753百万円)	725百万円	1,025百万円	12、13	「政府統計共同利用システム」を構築、運用することにより、各府省の統計調査結果等のワンストップサービスによる国民等への提供など、ITを活用した統計調査等業務の共通化・標準化を図る。さらに、これまでの取組成果を活用し、API機能や統計GIS機能を整備するなど、統計におけるオープンデータの高度化等を推進。 【活動指標(アウトプット)】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表提供数 【成果指標(アウトカム)】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数2,500万件以上	0152

政策の予算額・執行額	23,249百万円 (22,404百万円)	25,365百万円	26,040百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係
					経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。
					日本再興戦略	平成26年6月24日改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ③ マイナンバー制度の積極的活用等 統計調査のオンライン化を推進し、特に、2015年国勢調査において、調査票の記入や提出における国民の利便性向上、記入チェックの自動化による調査の精度向上等を図るため、パソコンやスマートフォンで回答できるオンライン調査を全面的に導入する。
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進 ① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-①9)

政策 ^(※1) 名	政策19:消防防災体制の充実強化				担当部局課室名	消防庁総務課 他14課室	作成責任者名	消防庁総務課長 横田 真二
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				基準年度		目標年度		
Jアラート等による災害情報伝達手段の多重化・強化を図ることにより、住民への情報を迅速かつ確実に伝達すること	1	全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動機の整備率	93.2% （平成26年3月31日現在）	25年度	99%以上	26年度	国の交付金の活用や市町村の自発的な整備の促進により、全ての市町村において、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の自動起動機等を整備することは、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定（国民の保護に関する基本指針） 【参考】 74.6%（平成25年1月15日現在） 65.8%（平成23年6月1日現在）	
	2	市町村防災行政無線（同報系）の整備率	78.3% （平成25年3月31日現在）	25年度	整備率の向上	26年度	市町村防災行政無線（同報系）の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したもの。 【参考】 76.6%（平成24年3月31日現在） 76.4%（平成23年3月31日現在）	
消防救急デジタル無線の整備により、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図ること	3	消防救急無線のデジタル化整備済率	30.9% （平成26年3月31日現在）	25年度	60%	26年度	消防救急無線のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。	

消防団の充実強化・安全対策の推進等により、地域防災力の強化を図ること	4	消防団員数	・消防団員数 864,633人 特に目標とする指標 ・女性消防団員数 21,635人 ・学生消防団員数 2,656人 ・国家公務員消防団員数 2,832人 ・地方公務員消防団員数 61,458人 ・日本郵政グループ消防団員数 5,686人（平成26年4月1日現在速報値）	25年度	・消防団員数の増加（対前年度増） ・特に目標とする指標の増加（対前年度増）	26年度	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。 特に、被雇用者団員の比率が高くなる中、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活しており、地域コミュニティとの結び付きが強い女性消防団員の確保が重要であることから、指標として設定。 また、団員の平均年齢が上昇しているところ、若年層を中心とした消防団への参加促進が重要となっており、学生消防団員数の増加が地域における防災力の強化につながることから、指標として設定。 さらに、地域に密着した事務・事業を担い、地域社会と緊密な関係を持つ公務員及び日本郵政グループ職員の消防団員の確保が重要であることから、指標として設定。 【参考】 （平成25年4月1日現在） 消防団員数 868,872人 （女性消防団員数 20,785人、学生消防団員数 2,417人、国家公務員消防団員数 2,996人、地方公務員消防団員数 61,111人、日本郵政グループ消防団員数 5,401人） （平成24年4月1日現在） 消防団員数 874,193人 （女性消防団員数 20,109人、学生消防団員数 2,335人、国家公務員消防団員数 3,509人、地方公務員消防団員数 60,592人、日本郵政グループ消防団員数 5,221人）
	5	自主防災組織の組織活動力パー率	77.9% （平成25年4月1日現在）	25年度	自主防災組織の組織活動力パー率の増加 （対前年度増）	26年度	自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 【参考】 77.4%（平成24年4月1日現在） 75.8%（平成23年4月1日現在）
	6	消防団協力事業所表示制度導入市町村数	978市町村 （平成25年4月1日現在）	25年度	1,000市町村	26年度	消防団員の活動環境整備のため、本制度導入市町村数を毎年度増加させていくことが、地域における総合的な防災力の強化につながり、将来的に、全ての市町村で消防団協力事業所表示制度を導入することを目指していることから、指標として設定。 【参考】 926市町村（平成24年4月1日現在） 868市町村（平成23年4月1日現在）
	7	防災拠点となる公共施設等の耐震率	82.6% （平成25年3月31日現在）	25年度	85%	26年度	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。 【参考】 79.3%（平成24年3月31日現在） 75.7%（平成23年3月31日現在）

消防防災施設の整備促進により、住民生活の安心・安全を確保すること	8	耐震性貯水槽の整備	96,457基 (平成25年3月31日現在)	25年度	耐震性貯水槽の整備数の増加	26年度	大規模災害や特殊災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】 94,959基 (平成24年4月1日現在) 89,856基 (平成23年4月1日現在)
緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化により、大規模災害時における被災地への確実かつ迅速な部隊投入を行うこと	9	緊急消防援助隊の登録隊数	4,594隊 (平成25年4月1日現在)	25年度	4,694隊 (平成26年4月1日現在)	26年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることから、指標として設定。目標値については、南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に対応するため、平成26年3月に消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に示しているところ(平成30年度末までに6,000隊規模)。 【参考】 4,429隊 (平成24年4月1日現在) 4,354隊 (平成23年4月1日現在)
	10	補助金及び無償使用による緊急消防援助隊の車両等の整備	1,282件	25年度	1,455件	26年度	大規模災害や特殊災害に備え、被災地に確実かつ迅速に部隊を投入できるよう、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、必要な車両や資機材等の整備を図る必要があることから、指標として設定。 【参考】 987件 (平成24年度) 826件 (平成23年度)
消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ること	11	消防防災分野の研究開発	・消防庁長官調査の実施件数 3件 ・消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 111件 ・研究開発事業の実施件数 22件	25年度	・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施 ・研究開発事業の実施	26年度	災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。
消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること	12	消防庁危機管理機能の充実・確保	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 57回	25年度	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施	26年度	代替拠点を含む消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。 【参考】 50回 (平成24年度) 35回 (平成23年度)
消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度化を図るとともに、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること	13	消防庁所管情報システムの最適化	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費経費の削減額 56,102千円 ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 34%	25年度	○運用・保守経費の削減 ・削減額の増加 ・削減率の向上 ○更新に際し必要に応じたシステムの機能強化・高度化の実施	26年度	消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図る。また、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ることが重要であることから、指標として設定。 【参考】 65,124千円 (平成24年度) 26,880千円 (平成23年度)

消防・救急救命体制等の充実強化により、消防防災・危機管理体制の強化を図ること	14	消防の広域化の推進状況	全国の消防本部数 767本部 小規模消防本部数 461本部 (平成26年3月31日現在)	25年度	全国の消防本部数の減少(対前年度減) 小規模消防本部数の減少(対前年度減)	26年度	小規模消防本部(管轄人口が10万人未満の消防本部)においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあること等が指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。 【参考】 (平成25年3月31日現在) 全国の消防本部数 784本部 小規模消防本部数 474本部
	15	受入医療機関の選定困難事案の割合 ＜アウトカム指標＞	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案 5.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.9% 救命救急センター等搬送事案 5.4% (平成24年中)	25年度	救急患者受入医療機関の選定困難事案の割合の低下	26年度	改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例:受入照会回数4回以上の搬送時、現場滞在時間30分以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】 (平成23年中) (受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命救急センター等搬送事案 4.0% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案 4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 6.8% 小児傷病者搬送事案割合 2.7% 救命救急センター等搬送事案 5.2% (平成22年中) (受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.8% 小児傷病者搬送事案 3.2% 救命救急センター等搬送事案 3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案 4.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.5% 救命救急センター等搬送事案 5.0%
	16	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.3%(平成24年中)	25年度	応急手当実施率の向上	26年度	応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。 【参考】 43.0%(平成23年中) 42.7%(平成22年中)
	17	救命率の推移 ＜アウトカム指標＞	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率 11.5%	25年度	救急搬送における救命率の向上	26年度	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながることから、指標として設定。 【参考】 11.4%(平成23年中) 11.5%(平成22年中)
	18	国際緊急援助隊の一員である国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練実施回数・参加人員	実戦的訓練等 5回実施 参加人数 227人 (平成23年度からの3か年累計613人、全登録隊員の102.3%)	25年度	IRT連携訓練 4回 IRTセミナー 1回 参加人数200人(全登録隊員の33%)	26年度	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることから、指標として設定。 3か年を1サイクルとして、1サイクル(平成26年度～平成28年度)で全ての国際消防救助登録隊員(599人)を訓練・研修等に参加させることを目標として設定。

火災予防・危険物事故防止対策等の推進により、火災等の災害から生命や財産を保護すること	19	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。) ＜アウトカム指標＞	1,016人 (平成24年中)	25年度	平成27年までに平成17年(1,220人)から半減	28年度	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。 【参考】 1,070人(平成24年中) 1,022人(平成23年中)
	20	住宅用火災警報器の設置率	79.8% (平成25年6月1日現在)	25年度	推計設置率の向上 (対前年度比)	26年度	住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 77.5%(平成24年6月推計値) 71.1%(平成23年6月推計値)
	21	防火対象物定期点検の実施率の向上	59.5% (平成25年4月1日現在)	25年度	65%	26年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、防火対象物となる建物の定期点検を実施することが、防火対象物の安全性の向上につながり、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 59.0%(平成24年3月31日現在) 58.1%(平成23年3月31日現在)
	22	特定違反対象物数の改善	217件 (平成25年4月1日現在)	25年度	特定違反対象物数の減少 (対前年度減)	26年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、法令違反対象物の是正指導体制の強化を図ることが、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 224件(平成24年3月31日現在) 229件(平成23年3月31日現在)
	23	危険物施設における事故件数 (震度6以上の地震により発生した件数を除く。)	557件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数)	25年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数の低減	26年度	危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 556件(平成24年度以前過去5年間における年間平均事故件数) 561件(平成23年度以前過去5年間における年間平均事故件数)
	24	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数 (地震により発生した件数を除く。)	220件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数 (地震事故を除く。))	25年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)の低減	26年度	石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 215件(平成24年度以前過去5年間における年間平均事故件数) 214件(平成23年度以前過去5年間における年間平均事故件数)
消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること	25	消防防災施設等の災害復旧	補助金による消防庁舎の復旧数 20件	25年度	補助金による消防庁舎の復旧数の増加	26年度	東日本大震災による被災地方公共団体の消防防災施設及び消防防災設備の復旧を緊急に実施する必要があることから、指標として設定。 【参考】 28件(平成24年度)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	緊急消防援助隊の機能強化(平成16年度)	10,991百万円 (10,596百万円)	18,880百万円	9,959百万円	3.9,10	国家的非常災害への対応力を高めるため、第三期基本計画(平成26～30年度)に基づき部隊規模を6000隊に大幅増隊する。また、国庫補助事業等により必要な車両資機材の整備を促進し、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数:173台 【成果指標(アウトカム)】 緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定):第三期計画6000隊(H26-30)	0153
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化	1,184百万円 (1,004百万円)	5,436百万円	2,895百万円	8,14～18	消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 補助金交付件数 【成果指標(アウトカム)】 耐震性貯水槽の整備数	0154
(3)	消防団等地域防災力の強化(平成20年度)	1,354百万円 (972百万円)	4,233百万円	3,625百万円	4～7	入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団充実強化アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会、消防団員意見発表会、全国消防操法大会の開催、災害対応能力向上研修、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰等を実施するとともに、各都道府県消防学校での消防団員教育の更なる充実のため、消防団車両及び資機材を無償で貸し付け、訓練を実施することにより、消防団員の災害対応能力の向上を図る。 【活動指標(アウトプット)】 消防団員確保アドバイザー派遣回数 【成果指標(アウトカム)】 消防団員数:対前年度増	0155
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化(平成21年度)	299百万円 (294百万円)	3,554百万円	1,180百万円	1,2	対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報等の国民保護情報や、津波警報、緊急地震速報等の気象情報等について、迅速かつ確実に住民に伝達するため、地方公共団体に対して、Jアラートの全国的な整備を促進するために必要な経費について交付金を交付するとともに、その後もJアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付決定数:4件 【成果指標(アウトカム)】 Jアラート自動起動機等の整備団体数:1,741団体	0156
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保(平成19年度)	640百万円 (603百万円)	825百万円	994百万円	12,13	消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 一元化するシステムの目標数:18システム 【成果指標(アウトカム)】 運用・保守経費の削減	0157
(6)	火災予防対策の推進(平成20年度)	410百万円 (341百万円)	351百万円	104百万円	19～22	住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策等を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効率的かつ効果的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。 【活動指標(アウトプット)】 住宅防火防災シンポジウム開催回数:4回 【成果指標(アウトカム)】 住宅用火災警報器設置率の向上	0158

(7)	危険物事故防止対策の推進(平成20年度)	87百万円 (77百万円)	91百万円	114百万円	23	危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。 【活動指標(アウトプット)】 危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数:23回 【成果指標(アウトカム)】 危険物施設に係る事故件数の減少(過去5年間平均)	0159	
(8)	コンビナート災害対策等の推進(平成20年度)	35百万円 (11百万円)	39百万円	36百万円	24	石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧などの総合的な対策の推進を図る。 【活動指標(アウトプット)】 石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数:4回 【成果指標(アウトカム)】 石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数の減少(過去5年間平均、ただし地震に起因する事故は含まない)	0160	
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費(平成23年度)	466百万円 (437百万円)	1,039百万円	352百万円	11	消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材等の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。 また、火災・危険物流出事故等のに係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 実施した研究開発事業:22件 【成果指標(アウトカム)】 研究成果による知見等を踏まえた技術基準の改正や施策等への反映件数(法令の改正等の件数)	0161	
政策の予算額・執行額		76,279百万円 (52,882百万円)	46,282百万円	14,352百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年 月 日	関係部分(抜粋)
						第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日	九. 安心を取り戻す 災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。
						第百八十六回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	平成26年2月18日	II 命をまもる 消防行政については、大規模な地震や風水害等に備え、消防防災体制の拡充・強化が喫緊の課題となっております。 このため、緊急消防援助隊を拡充することとし、コンビナート災害等に即応するドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設などの大幅な増隊に取り組んでまいります。 また、昨年成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団の加入促進、処遇改善、装備・訓練の充実などを推進してまいります。 さらに、昨年、高齢者福祉施設及び有床診療所等で生じた火災において多数の犠牲者を出したことを踏まえ、再発防止と防火対策の徹底に積極的に取り組んでまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。